

にこれによつて直接利害関係と申しまつてゐるか、影響を受けるものが、いわば有権者全体が、選挙期間が長いか短かいかによつて、直接私は利害関係を持つておると思うわけでありまして、そういう点から申しまするならば、十分に余裕を持つて選舉運動期間等が確定をいたしておるという状態でなければ、非常な実は迷惑をいたすと思うのです。特に今回運動期間を短縮せられたという理由として、明治、大正、さらに昭和という時代の選挙を考えて、非常に交通が便利になつた、あるいはまた、選挙公営の範囲が非常に拡大されたというようなことを理由としてあげられておるのでですが、確かにその面においては私は情勢の変化、発展というものがあることは事実だと思いますのです。ただ問題は、一体、選挙運動そのもの、また選挙そのものの持つ意義が、私はこれまで非常に変わってきておると思うのです。もちろん、根本的な理念そのものが變つておるかどうかという問題については問題があるかと思いますが、しかし、端的に申しますならば、戦前戦後における選挙といふものの性格は、私はやはり戦後における民主政治、主権在民という非常に大きな変革があつたということをまずやはり念頭に十分置かなければならぬのじやないかと思うのです。その場合に、何といつても主権在民であるという建前から申しまするならば、その主権者である国民は、やはり私は選挙運動の期間を通じて十分に具体的な候補者に対する認識、また政党なり候補者の立場から考えまするならば、十分に党の政策あるいはまた本人の識見、人

格、そういったようなものが漫透せられる私は期間だと思います。従つて、そういう意味では、選挙そのものの持つ意義は、私は戦前と戦後を比べて非常に大きな根本的な変化があつたことは申さないにいたしましても、非常にその点においては選挙運動期間というものが充実されるようになつて参つておると思うのです。ですから、単にそういう問題を抜きにして、非常に交通機関が発達した、あるいはまた宣伝活動が非常に活発化してきた、選挙公営の範囲が非常に拡大されたからということで、選挙運動期間は短縮されもいいのだということには私はならないと思うのです。

いるようなことに対しまして、大臣の方からの御答弁によりますと、見解の相違といいますか、お互に二十日あるいは二十五日、いずれが妥当かという問題にもなって参ると思うのですが、私はこの問題等について、特に何か選挙制度調査会等に諮問するとかいったようなことがあったのかどうなのか、何かそういう、第三の機関でこういった問題について検討せられたのかどうなのか、これを一つお伺いしたいと思うのです。

○國務大臣(郡祐一君) 私も主権在民の憲法下におきまして、非常に国会議員の選挙といつもの性格の變ってきていたことは御意見の通りに考えます。これはプライスだからそのように申しておったのですが、國民が主権者でありますためには、常時國民は政党のあり方、政治家のあり方に気をつけたことは御意見の通りに考えます。このものは常時の政治活動によって、主権者である國民に、その意図するところを國民の前に訴えて参らなければ相ならない。これがわが國の選挙法におきましても、政黨の政治活動は、選挙運動期間に入つてこそ一定の制限をいたします。しかし、選挙運動期間外は全く政党的自由にいたしております。これは余談でありまするが、私はアメリカの選挙の実際等を知りたいと思いまして、かなり前から資料を求めておられるのであります。届いて参ります資料は、ことごとく民主党か共和党の発行をしておる資料でござります。アメリカの州政府あるいは連邦政府が出しておるものはないのであります。ところが、民主党なり共和党が、実によく國民にアメリカの歴史を訴え、そして選

拳のやり方を指導し、自己の活動を入れております。その間に、まことに読みます。やすく、しかも実に正確でございます。私は、わが国の政党の政治活動も、そこまで当然参るべきものだと考えております。従いまして、そういう常時の政黨の政治活動があり——私、決して日本の選挙が、アメリカまたはイギリスの状態までいっているとは申しません。申しませんけれども、自分は何党に属するか、その何党に属して、何党の持つている政策のうちに、自分は社会政策に重点を置く、文教政策に重点を置くと、それを訴えますだけで、選挙運動そのものは、選挙運動期間に参りましたては、きわめてむしろ演説は簡単に、そうして多くの場所で国民の訴えております。これは平素の政党的な政治活動が行き届いておるからであります。その点につきまして、私は、おっしゃる通り、主権者である国民の前に、ほんとうに国民が主権者としての判断をするのにふさわしい考え方を、政黨が常時いたしておる。それは、何と申しましても、日本の政党的な政治活動というものは、実際に目ざましく進歩して参りました。そういう状態と相待つて考えますると、候補者自身の選挙運動というものは、かなり形が変ってきておるのじやないか。

から、全国区がこうだからといって極端なことは言えないが、参議院の選挙区と衆議院の選挙区とは、ますつり会議をとっても、特に事新しく取り上げる必要もない」と考へた次第でござります。

○久保等君 まあ、ただいま、特に期間短縮の問題の理由として御説明のおりました点は、参議院議員の選挙運動期間の問題についても、これは意見を持つております。従つて、まあそれがよろしいのணスというお話を前提にするのならば、もちろん参議院の選挙運動期間の問題についても、これは意見を持つております。従つて、まあそれがよろしいの�スという話を前提にするのには、少くとも、そういう議論も出て来るかとも思つてゐる。従つて、まあそれがよろしいの�スという話を前提にするのには、少くとも、そういう話をしてみますのに、少くとも、こういったような問題については、私は、私、弊頭にも申し上げましたようで、もう少し本質的にやはり考えてみなければならぬと思うのです。少くとも、そういう問題については、特にやけに、特にやけに、問題でもありますだけに、特にやけに、問題を短縮するという問題では、あつても、まことに重大な実は短縮の必要から、選舉制度調査会等で、特にこういった問題についてやはり検討させるという慎重な配慮があつても、あるいはまた研究等をしてる必要から、選舉制度調査会等で、特にこういった問題についてやはり検討せらるいのじゃないか、また、あるべき手続を経ておらないという話で、ま

とにその点遺憾に思うわけなんですが、明らかに五日間運動期間が短縮されることによりまして、私は、実質的ないろいろな行事等が短縮をせざるを得ないのじやないか。具体的に申しまするならば、立会演説会あるいは街頭演説会——街頭演説会のごときは、おそらく數十回あるいは百回前後の回数が少くならざるを得ない。あるいはまた、立会演説会の場合におきまして、これまた、私は十日前後に及ぶ回数を減らさざるを得ないという事態に相なると思うのですが、こういったようなことについては、一体どういうふうにお考えでしようか。

○國務大臣(郡祐一君) 選挙をいたしまする際の、政見放送、経歴放送、立

会演説会、氏名の掲示、選挙の広報、これらにつきまして、いずれも選挙の実際をお考えになれば、選挙の期日に相なりましてから、若干の期間を置いてこれらについて行なわれております。

従いまして、選挙広報については、一日か二日、原稿の提出を求めるますと

これを繰り上げるということが起ります。しかし、それは選挙広報の配付に何ら影響ございません。政見放

送、経歴放送についてもさようあります。立会演説会につきましても、私はこの期日の点で、さかも差はないと思います。たゞ立会演説会等について、私自身もしばしば注意をいたしておるのであります、たとえば、東京のような交通のきわめて便利なところでも、割に回数が少いじやないか。これは見てみますると、土曜、日曜といふようなときを回数をかえつて減らしておる、これらをもつとふやしていんじやないか。あるいは東京でした

ら、午前の会合も開かれるのじやないか、午後でももう少し移動ができるのじやないか。こういうような点を、なかなかそれは人手の問題や何かで、そういう私が言う通りには相ならぬ事情もあります。

それから、私は、選挙運動期間に入りましたならば、非常に活発に、直ちに運動が行われることが望ましいのでありますから、従いまして、立会演説会も急速に今までよりも、選挙運動期間に入りましてからしばらく、八日、九日たつてからというよくなやり方を改めますれば、これは回数は決して減ることはございません。街頭演説会等、候補者自身がいたしまするものの、施設の公営があれだけ十分に認めにつきまして、また、個人演説会を利用したらよろしいのであります。街頭演説会も、やりようによりまして、これこそ街頭演説会は、交通手段等の進歩と比例するところであります。これらのものは、私は回数は減らさず

に、日数が減ったからそれに比例してものが減っていくというの、ただもます。立会演説会につきましても、私はこの言い方としてそうであります、これが候補者自身の工夫ですから、私はこのようふうに考えております。あ

るは選挙運動員に弁当を与えて、そ

うしてやっているのが、今までと同じ運動としては望ましいのです。これは候補者自身の工夫ですから、私はこのようふうに考えております。あ

るは選挙運動員に弁当を与えて、それが何ら影響ございません。政見放送、経歴放送についてもさようあります。立会演説会につきましても、私はこの期日の点で、さかも差はないと思います。たゞ立会演説会等について、私自身もしばしば注意をいたしておるのであります、たとえば、東

京のよう交通のきわめて便利なところでも、割に回数が少いじやないか。これは見てみますると、土曜、日曜といふようなときを回数をかえつて減らしておる、これらをもつとふやしていんじやないか。あるいは東京でした

るが、午後でももう少し移動ができるのじやないか。こういうような点を、なかなかそれは人手の問題や何かで、そういう私が言う通りには相ならぬ事情もあります。

○國務大臣(郡祐一君) 前段の、日本

の選挙は、候補者個人の選挙であるといふことは、ある程度特徴だ、これは段階としてはそういうことが言えるかも

しれません。しかしながら、私は一方で、ここに革新的な氣持をお持ちの方

も、これは私は、選挙運動期間が短縮されれば、されただけのやはり運動回数、演説回数等が減ることが、これは

私は自明の理だと思うのです。その点を何か非常にことさら無理をしたよう

に、なるほど確かに政党の政治活動と

いうものは、非常に私は年とともに非

常に活発になってきておると思いま

す。しかし、單に日本の今の政治活動

によって、相当な選挙運動といふもの

が、なるほど確かに政党の政治活動と

いうものが、非常に私は年とともに非

常に活発になつておると思いま

す。しかし、单に日本の今の政治活動

によって、相当な選挙運動といふもの

が、なるほど確かに政党の政治活動と

七回でございます。これに対しまして、改正後の三十一年の参議院議員選挙におきましては千六百七十四回に相なっております。

○久保等者　ただいまの最後の点についての御説明なんですが、そうすると五十四回足らずぐらい回数がふえておるようでございますが、しかし、ますます、あまりそう、ここに非常に強く、運動期間の短縮は、三十一年の三月十五日の改正でございます。でございますので、二十七年の選挙は、運動期間が三日十日で、千六百二十七回であり、三十日の参議院議員選挙は、選動期間

立会演説会をふやさなければならぬのだといつて法文も明記をいたしておるので、あまりそう目立つて回数がふえたというほどでもないと思うのですが、そらだとすると、これは立会が二十五日で、千六百七十四回、増加いたしているのでございまして、運動期間が短縮になりまして、私どもはできるだけ回数を増加するよう努めた結果がこの通りになつてゐるのでござ

演説会の回数をふやすという問題についても、よほどの対策といいますか、よほどの措置をとらない限り、なかなか法文に明記してこれを勧奨し、ないしは強く指示をいたしましても、なか間にても関連いたしますが、この運動期間も短縮したということは、しかも、それを短縮しようとすることは、総選

なか立会演説会の回数をふやすといふ
ようなことも非常に困難じゃないかと
いうことも考えられる。そうだとすると
と、問題は先ほどのやはり問題に関連
するのですが、選挙運動期間といった
いうふうの期間が日数をきらむといふこと
を控えて直前に行われるといふところに、さらに大きな私は納得のできない
点があるわけなんです。何といって
も、いわば二十五日間であるか、ある
いは二十日間であるかといったような
間直よ、選挙運動期間いつづく

とは、やっぱりそれは致命的に立会説の回数度が減少せざるを得ないといふ結果になるのじやないかと思う。この経験に従して、期間は短かくなつたが、しかし回数はふやすんだというよ

うなことは、こういった今の百五十三条の法制定の経過と経験に従っても、そういうふたよなことが立証されていいのじやないかと思うのですが、先ほど、実質的に十分にやり得るというおもるのですから、それが堂々とやり得る運動期間が短くなるということは、それだけ選挙民に対しても接する機会、また堂々と自分の考え方、政見

等を訴えていく期間が、これは少くないわけであります。私は、だからそういう点をもし慎重にやられるとするならば、これはよほど前にはつきりと、

こういった問題については、改正をす
る必要があると認められるものについ
ては、やはり改正をしておくべきでは
ないか。しかも、選挙法は、何といつ
ても、今の主権在民という日本の新憲
法下においては、いわば主権者の政治
にタッチする私は唯一の機会と言つて
もいい、非常に実は重要な機会だと思
うのです。ところが、その期間が、選
挙の直前になって短縮せられるといふ
ようなことは、ひとり立候補者のみな
らず、選舉民そのものの立場から考え
ても、非常に私は迷惑をするんじやな
いか。できるだけ新人といわす、旧人
といわす、平等の機会と、それからま
た十分に直接、いわば言論を通じ、ま
た直接その演説会等で意見等を聞き、
あるいはまた、議論を戦わせるという
ような場所を作つて参るのが、やはり
私は当然のことだと思うのですが、特
にこういう重要な関係がありまする問
題であるだけに、選挙法を改正すると
ならば改正してもいいという態度を私
はとるべきだと思う。ところが、從来
から見ておりますと、選挙法の改正
は、とかくどうも、ある特定の選挙の
直前になつてその選挙法を改正すると
いうようなことが、今までのむしろ通
例になつているのじやないかと思うの
です。こういうことは、私は選挙法の
改正に対する正しい態度とはいえない
のじやないか。この前、參議院議員選
挙がありましたときには、參議院選挙
直前の国会でもつて、三十日という選
挙運動期間を二十五日間に短縮した。
今度もまた総選挙直前になつて、衆議
院議員の選挙運動期間を短縮するとい

うようなことは、これはまことに私は、選挙運動期間等の重要な問題を軽々に扱つておるというそしりを免れないのじやないかといふような気がいたすのです。でき得べくんば、やはり選挙法の改正等は、大局的な見地から、また、総合的な見地から検討を加えて、よりちゅう何かあることに対する改訂をしていく、ちびりちびり改訂をされるというような態度はとるべきじゃないのじやないか、かのように私は考えるのですが、その点長官はどんなふうにお考えになりますか。

ために、一つ選挙法だけじゃございませんが、いろいろな法律に若干手直しが起つております。しかし私は、当委員会でも御審議を願いました地方財政に関するいろいろな法律につきましても、一つの安定した時期がきている。選挙につきましても、何か今後扱い得るならば、非常に基本的な問題に触れる事柄であり、そして、そういうこれまでからの選挙法の扱い方については、十分慎重な態度をとつて参らうと思っています。ただ提案説明でも申しますように、町村合併に伴うもの、あるいは参議院議員の選挙の扱い方の改正に伴いますもの、そしたらむしろ他の均衡、関連において扱わなければならない最小限度のものをお願いしたつもりでございますけれども、なおかつ、久保委員の御指摘のような注意というものは十分払って参らなければいかぬと思います。そのような意味でおっしゃる点は今後十分注意いたしたいと思つております。

○久保等君 この改正法律案を出して参られた時期の問題については、私はやはりまだはつきりした御答弁をいたしましておらないようであります。と申しますのは、都道府県会議員の選挙についての区割等の問題、これらの問題は、確かに言わるように、町村合併等が最近行われる、しかも明年に都道府県会議員の選挙等を控えておるわけですから、今国会に出されて、これに対して結論が出るならば、明年の定期選挙には十分に間に合うわけですか、その意味では私はそう時期が切迫して出されたとは言い得ないと思う。ただ、問題は、衆議院議員の選挙の問題については、私は少くとももう少し

時期を早く出される努力をすべきであつたのじゃないか、まあいい悪いは別として、少くとも私の今申し上げておる問題は、総選挙直前という問題だけについて申し上げておるのですが、少くとも都道府県会議員の選挙区の区割りの問題については、答申はこれは一月の末あたりに出ているわけです。そういう点とも考え方せるならば、かりに、一括して改正案として今国会に出されるといたしましても、私は、二月の末か、あるいは三月の初めあたりに、十分に国会において審議ができるような情勢の中で国会に出されてくることが、妥当でもあるし、また、そういったことは、実際問題としてできたのではないか、それがなぜ今日に至つて衆議院の方で審議をせられたのも、四月から審議をせられたようであります。が、特に衆議院に参つてからは、本日から本格的な審議を始めたわけなんですが、そういう点が、私は、一体どういうところにおくれた理由があるのか。いつ解散があるかわからぬといふ情勢になつて、こういう選挙法の問題についての審議をしなければならぬというようなことになつた原因は、一体、具体的にはどういうところにあつたのか、この点についての御説明を一つ明確に願いたいと思います。

なければならぬ状態になりましたために、衆議院で十分検討する期間がなかなかうとうような配慮から、三十一年というチャンスをのがしましたことは、ちょっと法律が不つり合いになつた原因だと思います。それで、私、自治庁の仕事をいたすことに相なりまして、この点はどうしても、むしろ懸念問題として解決をしなければならない問題である、このように考えまして、そういたしまするならば、このたびの通常国会でお願いをする。ただこの通常国会に御審議を願いますのが確かにおりました。これはまことに恐縮に存じます。その間、選挙法の改正としてどの程度のことを行なわなければなりません。たとえば、確かに一月に答申はもらいましたけれども、府県の議員の選挙にいたしましても、やはり郡、市という建て方を基本として考えるべきや、町村というものをまとめた一つの形の上の単位のいいものにすべきやいなやと、いう点は、選挙法を扱います上では、やはりかなりな答申は答申として、検討をいたしたところでござります。しかしながら、それは政府部内のことでありまして、そのためには、国会の御審議を非常に差し迫ってお願いした段は、まことに恐縮でございました。全体として、選挙の直前の国会等でルールを変えることがないようになります。また御審議を願うとしても、もつと早くお願ひすべきことが今日まで至りました点は、まことに恐縮に存じます。

ただ、その間、事柄はこう簡単な結果が出ておりまして、府県会議員の選挙区等については、やはりいぶん各県の模様なども検討し、今の原則となるべくくさないようにといふのに

○久保等君 先ほどの百五十三条の問題について、これはまあ選舉局長の方からでもけつこうですが、お答え願いたいと思うのですが、百五十三条の中に、従来人口四千以上であるかないかによって立会演説会を義務づけておつたのでありまするが、ここのこところを修正いたしまして、新しく改正しようとしておるのでですが、これはどういう趣旨で改正をせられようとするのか、御説明を願いたいと思うのです。

○政府委員(兼子秀夫君) 百五十三条の第一項は、「立会演説会の開催主体」といたしまして、「市及び人口概ね四千以上の町村へ都道府県の選舉管理委員会の指定するもの」ということに相なっておりますが、町村合併の結果、町村の人口が一万二千でございますか、大体その程度の規模になりまして、人口四千という規定が実情に合わなくなつたのでござります。そういうことからいたしまして、実際の立会演説会のやります内容につきましては変りないのござりますが、人口四千といふ規定をはずしまして「都道府県の選舉管理委員会の指定する町村」ということにいたしたのでございます。

○久保等君 それから第三項も削除せられるということになるようありまするが、まあこれは特に交通その他の状況等によって、人口の面では非常に少い地域でも、しかし立会演説会はやらなければならぬのだというような義務規定になつておつたのですが、これ

を削除せられて、選舉管理委員会の判断にまかせるということにしてよいとするのですが、一体こういう、今の一連の百五十三条の改正、立会演説会の開催について、事情の許す限り回数を定めただといふ。これは現行規定のまま残すのですから、大いに立会演説会はやるべきなんだ、その趣旨はずつと貫かれると思うのですが、問題はこういう改正をやつたことによつて、むしろ結果的には立会演説会が減少するようなおそれはないかどうか。その点を私、特に選舉管理委員会の判断にゆだねておるのであるが、ところが、今までのやつてきた経験等から徹して、どういう一體確信をお持ちなのか、これを改正することによってどういう変化が出来るおそれがあるのか、ないのか、これをちょっと御説明を願いたい。

あるいは従来の規定が意味があつたかもしれません。されば、立会演説会を行いますことは、選舉を通じて、有権者側でも候補者の側でも最も便利だと思われる、こんなこともござります。バスが発達してきたんだから、聴衆もずいぶん前よりは遠距離からも来られるから、との有権者も必ず聞けるような分布にせよというようなこともありますので、これの行政指導というものは、私どもは十分指導をいたさなければならぬと思います。その趣旨を通じますことは、しかし、立会演説会をできる得る限りその選挙区、選挙区の実情に応じまして、県の選挙管理委員会の判断もさせよう、これはなるべく回数を多くしようという趣旨とうらはらに考えまして、そしてむしろ、選挙の立会演説会を開きやすいようにしようという考え方でございまして。従いまして、この点の趣旨は十分、今までも選挙管理委員会の希望を集めますと、そういう希望もありますし、お話を進めて参りましたが、これが御議決を得ましたときは、その節は、特に私の方からも注意をいたしたいと思います。

ので、私どもさっそく、とんでもないことだと言うたのであります。大した根拠がなくて言うものがありましても、それがにぎやかに伝わりました点、恐縮に存するのであります。私は、選挙管理委員会がかなり強固になつて参りました。それから、選挙管理委員会が自分の職責についてはかなり見識を持って参りました。選挙管理委員会というものが、法律の御趣旨通りに、正確な立会演説会を数多く適切な場所で開こうということは、私は選挙管理委員会の方に十分しみ込んでおると思います。そしてこのたびの改正にいたしましても、立会演説会なる部は一つもないのです。ざいりますから、私といたしましても、また、自治庁といたしましても、今、松澤委員のおつやった点は、十分法律の命じておる通りに執行いたしますよ。お約束をいたしておきます。

○松澤兼人君 この現行の百五十三条

と/orを読んでみますと、選挙管

理委員会に四千以上の町村に対しても義務づけている。必ずしもそうじゃないかもしれません。ある程度義務づけているようだ。人口のワクをはずしてしまふと、選挙管理委員会では、四千のところはやらぬでもいいのだ。四千にかかるべき他の同じような地理的の条件にあるところでやればいいけれども、もし四千以上のワクがはずれてしまうと、そこではやらぬといじやないか、こう思うのです。どうですか。

合併した。そういうところにおいては必ずしも二回やらぬといじやないかと思います。しかも、郡境など

かりに片方の郡に人口四千の郡があつ

た。他の郡にやはり人口四千のところがある。そういう場合には、郡に一ヵ所といふことになれば、両方の郡に二ヵ所、一ヵ所ずつ二ヵ所というものが、大体平均一万二千ということになります。そこでこの条文からいえは開催されただろうと思うのです。四千のワクをはずしてしまいますと、そうする

が、大体平均一万二千ということになります。そうすると、町村

の規模というものはやや均齊のとれたも

のに相なつております、若干まだ残されておるところもありますが、そ

ういたしますと、同じ選挙区の中で、

どこの町、どこの市といふものは、お

りも、適正規模で町村合併ができると

いたしますならば、その町村ではほと

んどおむね開かれるという状態に相

なるのだ。おおむねと言ふと、それは

語弊があるかもしれません、人を寄

せるに適当な単位であつて、そして從

来も開いたようなところというのは、

もう四千という線が意味がなくなりま

して、従いまして、四千以上は必ず開

けとかりにいたしましても、それに大

き意味がなくなつたのでありますか

ら、ほかの観点から開かれることに相

なるらうと思いますが、結局要は、回数

を減らすな、むしろ今までよりもふや

していくこと、充実していくことかと思

います。ちょっとどういうこ

とを心配するのです。選挙局長

どうなので此。

○政府委員(森子秀夫君) 立会演説会

の開催の実態につきましては、先ほど

大臣から答弁いたしました通りござ

いまして、現在人口四千というこの規

定が、町村合併の結果、大体町村数が

三分の一に減じまして、一万一千に

なっておるのでございますが、その町

村に、たまたま同規模の町村が隣接し

て、従来の立会演説会の実績を押えていたら適当だといふこと

とは、今の町村合併後の状態では申せ

ないのじやないかと思います。

○松澤兼人君 人口四千の町村が二つ

合併した。そういうところにおいては

私は尋ねたいのが一点。

これに関連して一つお尋ねしたいこ

とは、この秩序維持に関する規定を強

化するというふうな細心の注意を払つ

たにもかかわらず、先般、大阪の參議

院補欠選舉に起きた事件のようなこと

を防遏するというふうな何らの措置が

行われないのはどういう意味であるか

ということをお尋ねしたい。これは當

然、私が内閣総理大臣に文書をもつて質問をいたしましたので、長官も大体確に資料で申し上げるかもしませんが、大体平均一万二千ということになります。そこでこの条文からいえは開催されただろうと思うのです。四千のワクをはずしてしまいますと、そうする

が、今までこの条文からいえは開催されただろうと思うのです。四千のワクをはずしてしまいますと、そうする

たり、まんじゅうの広告をしたり、これらはまだ広告であるからいいとして、もある個人をあしさまにののしったり、銀行であるとか、新聞社であるとか、雑誌社であるとか、こういうふうなものをしてんこてんと、国の費用をもってやつけるというようなことが可能なのです。しかも、現法律では、そのことをどうにもならない。ここにいらっしゃる部長にも尋ねたときに、まことに不当なことで申しわけなく思つておりますが、どうも現行法律はどうにもいたし方ございませんと、いう意味の答弁があつたのであります。なるほど、調べてみますと、それ以上自治厅を責める法的根拠を失つたので、私は当時その質問をやめたのであります。なぜ、そういう措置を今度やらなかつたのか、この二点を承わりたいと思います。きわめて具体的なことでござりまするから、事務当局をして答弁されてもけつこうでござります。

いうと残念なことで、その場合にも、むしろ選挙管理委員会の方で一つ重い荷をしようことにはなるけれども、はつきりした根拠を与えてほしいというような声を聞いたのであります。それをいとつておる選挙管理委員会もあるかも知れません。それで、このたびこういう場合には退去させますよということを、その程度も、こういうことをしたらということを言いもするし、書いてもおくというようなことをいたしまして、まず予防措置は講ずる、しかしながら、よくよくの場合にはそれだけの措置を講ずる責任を選挙管理委員会に持たせる。これは選挙管理委員会にとつて新しい一つの大きな荷でありますけれども、そこまでいたして、立会説明会といふものは、すべての候補者がすべての聴衆に平等に聞き得るというような状態にしなければ相ならぬのじゃないかというのが立法の理由でございます。

唐無稽なことを言つたり、他人を誹謗したりするに不利になるという、非常に高い理屈でござりますね。それが一つ根本にあります。ところがおっしゃるようにそこまでなかなかないつておらぬ。いっておらぬ状況で、選挙の演説なり選挙の文書なりには、そういうたどこまでも理屈を持つた目標というものを置いておりながら、現実はなかなかそこまで選挙の実際がいっておらぬというときの調和でございますね。どっちを重く見るか。しかし私どもとしては、実情等から考えましても、どつかでチェックする機関とというものは、非常にだれもが信頼し、短かい期間に、選挙公報のことを削除しろというような、昔の新聞検閲をやつたようなやり方が、むしろその方が弊害が多いんじゃないか、という判断をしている問題であります。しかし、これは先ほど久保委員にお答えいたしましたように、選挙の直接、普通、秘密という非常に大きな原則でございますね。それに関連していくやうに問題だと思います。従つて、選挙の実情と、そうした理想をどう調和するか、これは私も実は一つの大問題として取り上げなければならぬ問題である。これこそじっくりと考えなければならぬと、こう考えておるのですが、私のこうした問題についての判断を置いたのでございますが、これは第

三項の規定を置きますことによつて、秩序保持を事前にその効果を上げるにしよう、こういう趣旨の規定でございます。先ほども、罰則がついて、かえつてその面の弊害があるのではないかというお尋ねでございましたが、現在の立会演説会におきましても、制止に従わない者は、第百四十五条の規定によりまして「退去処分に従わない者」ということで罰則がございます。この規定は從来通りございます。そういう秩序保持に関する規定を置きますことによつて、権者に秩序の保持に協力願うということをいたそうとするものでござります。それから今回選挙管理委員会に開催されるのは、議会に開しますする地方自治選挙の異議の申し立て、訴願の審理にきまして、関係人の出頭を認め証言を求めるなどをできるようにいたしましたのは、議会に開しますする地方自治選挙の規定がございますが、それと並行するような権限を選挙管理委員会に置こうとするものでございまして、これはその選挙訴願の審理におきまして、あとから法廷に出ました場合において、全く反対のことを述べる、しかも訴願の段階において述べたことは証拠力がないというようなことで、非常に最も多くの判例が、判例上困った事件が起つて参りましたので、そういう点を整えるものでございます。なお、選挙管理委員会におきましては、地方自治法の規定に基きますリコールの直接請求の場合は、同じく権限が認められておるのでございます。

○相馬助治君 ですから、私の聞いたたることは、そういうふうな法改正を行なつたということは、前段の秩序保持に規定におきましては、同様な権限が認められておるのでございます。

○政府委員（兼子秀夫君）御質問の点は、選挙法上の最も大きな問題の一つでございまして、平素私ども研究をいたしておりますのでござりますが、先ほど大臣からお答えいたしました通りでございまして、確かにおっしゃる通り、弊害の面はないとは言えないのでござります。しかしながら、それを弊害を矯正する措置を立法的に講ずることによって他の弊害が起りはしないかといふことが、なお心配であるわけでござります。そういう意味におきまして、選挙公報の第二百六十九条の第一項の規定、あるいは政見放送に關します第五十条第一項の規定と、その内容についてのままという規定を、その内容について選挙管理委員会なりあるいは放送局が判断するということを認めますことにいたしますと、その間に、短時間に判断をせなきやならぬ問題でございまして、かえって弊害の起つてくるおそれがあるのではないか、このように考えておるのでございまして、決して御指摘の点を私ども考へないわけではないでございます。政府におきましても、たびたび論議はいたしておりますのでございますが、現在のところは、やはり憲法の精神に従つて、この選挙法の規定はこういう建方においては尊重していくべきではなかろうかといふ判断でござります。また、そのようなことによりまして、その原稿の内容が犯罪を構成するということになりますれば、当然刑法なりその他の法律によつてその担保があるわけでござつておる考え方でございます。

残念なことですが、私も大臣の答弁を一応原則論としては正しいと思うので、これ以上とやかくは言えないのですが、現実の問題としてお尋ねしてみたいと思うのですが、薬屋の主人が立候補をして、全国区参議院で、そしてその公報全面を使用して薬の広告を行なつた、これは選挙法上からは取り締まる方法がない、こういうふうに判断すべきですか。それからまた、何か国がこういうものに対して別途の法律で、国費をむだに使ってこういうふうにしたということについて、国がこうむつた被害を回復する道が別な何かの法律で許されておりますか、どうですか、これが一点。

○相馬助治君 強制権はないのですか。
○政府委員(兼子秀夫君) 強制権はございませんので、どうしても立候補考査が承知なさらなければそのまま載せざるを得ない、このような解釈をとつております。
第二点の、そのような場合に、国は損害回復の法律があるか、その措置があるかといふ尋ねでございますが、これは選挙法上認められておるという解釈に立っておりますので、そのような措置はとり得ないというふうに考査からております。
第三に、他の第三者の名譽棄損等を立てるおそれがある場合に、その棄損せられる第三者に、こういうことがありますということを知らせることが否の問題でございますが、私どもは知らせるようなことは、個人の名譽を考えますと非常に重大なことでござりますが、選挙法の建前におきましては、そういう措置をとるべきでないと考えております。その補償は、やはりその行為によりまして、刑法上の損害によつて解決すべき問題、選挙法上ではまた別個の問題であると、この点に考えております。
○委員長(小林武治君) 午前はこの程度で休憩いたします。
午後は一時より開会いたします。
午後零時六分休憩

る調査として、町村合併に関する件及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する件を一括して議題に供します。

なお、本件の審議は午後三時をもつて打ち切りたいと存じますので、御了承願います。

通告により、まず相馬君の発言を許可いたします。

○相馬助治君 長官の出席を待つて、基本的な問題から順次お尋ねしたいと思いますが、この際、その際、出席の前に、やや具体的な問題について当面お尋ねしなければならない点などは、逐次尋ねて参りたいと思っております。

町村合併を推進する政府の基本的方針度といふものは、町村合併促進法第一条に示されているようく、住民福祉の増進と地方自治の本旨の十分なる実現を目的として、根本理念として、してあげておるのでござりますが、

今日、今なお全国的に分離分村、あるいは分村合併の悲劇等が産業の面や教育の面、あるいはその他各般に悲劇的な問題が相当あることは御承知の通りでありまするが、この町村合併について最後の意思を決定するものは何であるか、地域住民の意思というものはどの程度までに尊重されるべきものであるか、この基本的な問題について必ずしも承わります。

○政府委員(藤井真夫君) 町村合併促進の趣旨につきましては、法律にも明確にこれを規定をいたしておる通りでござりますが、その場合にその終局がねらいというのが、関係町村住民が福祉の実現ということになればならないことは、これは申すまでもございません。従つて、住民の意向といふ

計画の実現あるいはこれが推進をはかります。たゞ町村合併というものは、他に即応させて、全体としての行政水準の確保をはかつて参らなければならぬ、そういう要請もあるわけであります。さらには沿革上の問題等もございまして、住民の意思と申しましても、これを測定をいたしまする方法と申せば感情上の対立の問題等がござります。さらには沿革上の問題等もございまして、住民の意思と申しましても、これが表題せられることは、民主的な原則として当然のことございます。しかししながら、一部区域の紛争というような問題になつて参りますると、そういうことでもつては物事は解決をしないというような事例もございまして、そのような場合におきましては、本件については特殊の例といいたしまして、一部区域にかかる住民投票措置等も講じておるのであります。そういうような点のにらみ合せ、さらには県の立場から見まして、あるいは県における審議会において慎重に検討をいたしました結果、住民の意向にある

程度、あるいは相当熾烈な反対等があるというような場合におきましても、将来の町村のあるべき姿というものを想定をいたしまする際に、今の現段階における住民意思といいうものと必ずしも合致しない計画、策定案といいうものが出て参ることも、これもやむを得ないところであると思うのでありますし、そういう点をからみ合せながら総合的に判定をしていくということに相なろうかと思うのであります。

といふものが、その目途をいたしまするところが、町村の健全なる発達——明治の初期に行いましてから、このたび初めて大きな町村合併をいたしたところであります。その場合に、住民の意思というものを十分尊重して参らなければならぬ、その住民の意思は公けの性格を持つたものに最も強く現われておるのであります。私はただいま相隔委員のお尋ねの通り、同じ考え方を持つておる次第でござります。

る傾向が現にあるのでございまするが、こういう問題についてはどのようにお考えであるか。いわば法治国家の国民いたしましては、総理大臣勧告というものに対しましては、厳嵩に從うべきでありますことは理の当然でござります。しかしながら、問題は、その内閣總理大臣勧告なるものが出てくるまでの経緯が問題なのでありますとともに、勧告はあくまで勧告であろうと、私は存ずるのでござりまする。

手続をもつて行われたものでありまするが、
る点は間違いないのでありまするが、
同時にこれは、今御指摘の点にあります
した、どこまでも勧告であります。法的
の性格は勧告なのでありますから、
私どもは數ヵ所の町村合併について勧
告を出しておりまするので、それらが
順次解決していくことを希望いたして
おりまするけれども、同時に、先ほども
相馬委員の言わされました通り、住民の
意思というものはどこまでも尊重をい

がここに表現されておるものと私は見ざるを得ない事例であると思うのであります。また、もちろん、この反対論者はあります。この村委会の決議に対して反対論者が村民の中に存在することもいなめない事実であります。しかし、これも七割七、八分程度のものはこの村委会の意思を支持しておるということは、いろいろなデータによつて明瞭なところであります。しかも、この問題は、長い歴史につながるところの

このためには、本問題を追挖せしめるに当たりましては、県において従来なかつた町村合併に関する審議会等も設けまして、これを知事の諮問機関として審議を尽すというような方法も別途講ずるよう、慎重な配慮を加えておるのであります。しかしながら、要は住民の福祉を究極的に増進をせしめ、その福祉を確保するということにあることは、これはもちろんのことでございまして、そういう点に十分の配慮をいたさなければならぬことは当然のことでございます。

○相馬助治君 町村合併の基本的 精神は、やはり住民の意思というものは最終的に尊重されなければならない。しかもその住民の意思というものを、どの面で把握するかということについては問題があるが、通例の場合、議会の

感であり、賛成でございます。結局は枝も葉も、根柢も、**木村昌助 治署 長官の御担当は**域住民の福祉の増進というものを目途といたして行われて参ったにもかかわらず、いたしません、不幸な事例ではありますけれども、町村合併が生んだ悲劇というものが各地に存在しておりますことは、そしていま解決を見ざる事例のありますことは、長官御自身よく御承知の通りであろうと思うのであります。ここで、政府といたしましては、その紛争解決に積極的に乗り出して、強力なる行政措置をなさんとするところの態度を今日お持ちであるかどうか、まずこのことをお尋ねしなければならないのです。

か 内閣總理大臣勅告の「一体的的な権限」というものはどの程度に存するものであるか。また、内閣總理大臣勅告が出したということ自体は、最終的な段階を意味して、何ら変更し得ないものとお考えであるかどうか。また別な觀点からいたしまするならば、内閣總理大臣が勅告をいたしましても、明らかに住民の意思が、しかも正正当に表現されたる住民の意思というものが明確でありまする場合には、これを担当いたしましたる自治庁長官といたしましては、どのように措置されるのを妥当とお考えであるか、これらの点につきまして、郡長官の明快なる見解を拝聴したいと思います。

この村が三つに割られて、しかもこれららの県の計画によって分れ分れに近隣の三つの村に分割されるというのでありますて、理論を超えたしまして、今日、村民の感情として、強い態度をもつて、残念ながら内閣総理大臣の勅告に従えない。骨が金利になつても従えないと、はつたりでない意思があらゆる機会に表明されておるのであります。私も、一部これに關連あるものとして、この事態を非常に心配をいたしております。先に申し上げますように、法治國家の國民として、所定の手續を経て總理大臣勅告と相なつたのでありますから、これに従うべきことは理の当然であります、従えないといふ現状に村民が追い込まれておるというこの現実も無視し得ざるところなのであります。

意感、これを住民の意感として見るべきものであろうと思うという意味の、ただいまの行政局長の御発言は、本員をして満足せしめるものであります。当然そりなければならぬと、かようになりますか。

市町村建設促進法二十八条の規定によりまして、知事が新たに合併計画を立て、勧告を行い、これに従わないときには同法第二十九条の線に沿って大臣勧告を行うことになつておるのでありまするが、これら一連の手續というものが、従来の行きがかりに終始いたしまして、住民の意思を一方的に無視すべき無観こよまで強制されて、

しても、あらゆる面から状況を判断をいたし、そうして新市町村建設促進中央審議会が一つの意見を出しておるわけであります。それによりまして、大臣の勧告をいたしたわけでありますし、また、その大臣の勧告を出します前に、中央審議会の答申がありましてからも、かなりに判断も下しております。並、まして、大臣勧告は、眞直な

の湯津上村が二つに分れて、近接の市町村にそれぞれ合併をせよという勧告が出ておるのであります。ところが今 日、湯津上村におきましては、村議会においては一名の議員をも残らず、すなわち、全会一致をもってこの内閣閣 理大臣勧告に反対をいたしておりま す。これは先の行政局長の言葉で明らか がでありますように、内省内は主張す

かのような問題に対しましては、一
体、長官といったましては、どのよ
うに措置されるが正しいとお考えか。県
自体にその解決をまかせるべきである
という御見解があるいは用意されて
おるかとも思いますが、県自身は処置
なしとして今日その手段に窮しておる
のであります。そうして、あとで質問
を、こまちるが、各重づけを

という懇親的な態度をもつてこれに臨むという、まことに拙劣なる一つの策をとつておるにとどまつておるのであります。従つて、この際、特に地方自治に対しまして熱意を持ち閣内においても明確の善い都長官の本問題に対する御見解を私はとくと承わっておきたいと思うのであります。

○國務大臣(都祐一君) 町村合併というものが、私どもかなりの成果を全国的におさめてきておる。これが地方自治の一つの土台に必ずなつてくれるものと思っておるのであります。なお、全國に幾つかの紛争未解決のものがありますために、合併全体が何か不安定な状態にあるかのように感じられておるが、これは非常に残念なことだと思つております。従いまして、全国的に見て、合併いたしました町村を正しく育成するという方向にものを向けていつておるのであります。同時に、紛争が現に熾烈に行われておりますところについては、それぞれの、申さば対症療法を講さなければならぬと思ひます。それにはあらゆる最善と思われる手段によって話し合いをいたすのありますが、私は現在、ことに御指摘のような湯津上村の場合においては、根底は住民の意思といふところに置いて、そうしてどうしたら住民の最もこれから福祉はかっていく上に適当であるかどうか、そう考へて、そして必ずしも私は、もう県にまかしておつても、ものはあるいは解決することは無理かもしれない。もちろんなるべく地元と、それからそれを統括しております自治体とが考へてくれることは、おつこうでござりますけれども、むしろ私ども中に入れまして、そして

いきさつ等は場合によつては抜きにします。すなわち、その解決すら、ある期間中にすでに報復的手段がかりに講ぜられます。それは妥当であると言ふべき点があつたら反省しなさい、もうよくなことでなしに、じっくりと一つものを解決をいたしたい。ただまあ全体を見まして、あまり長いこと不安定な状態に置きますのは、地元としても耐えられないことだと思いますから、私も耐えられないことだと思いますから、私はもの解決を一つ、私と申しますよりも、自治庁が入りまして、そうしてやつてみたい、こういう工合に考へておるのであります。従いまして、この県にいたしましても、その他にいたしましても、行きがかりよりも、新らしく一つ虚心にものを考へて、この県にいたしましても、その他のリコールの問題が行われたときに、まさにばかげた話ですが、県の候補者が車を走らせて、内閣総理大臣勧告というものは天皇陛下の御裁可にひとつのこと、あなたの税金の自動車を走らせて、その上で放送した大ばかり、内閣総理大臣勧告は出でるが、これが現に起債等をつけますより言論の暴力ではありますけれども、それが行はれつつある。これでは、今は財政的援助を打ち切るという、実質的に被害を相手に与えるという気概がある、これを公表をして、現しつけて、しかもそれは言葉だけの、これはあくまで勧告である。従つて最終的にはこの地域住民の意思が重視されなければならない。長官のただいまの答弁は、最終的にはこの住民の意

意をそのまま体していいのであります。すなわち、その解決すら、ある期間中にすでに報復的手段がかりに講ぜられることがあります。それは妥当であると言ふべき点があつたら反省しなさい、もうよくなことでなしに、じっくりと一つものを解決をいたしたい。ただまあ全体を見まして、あまり長いこと不安定な状態に置きますのは、地元としても耐えられないことだと思いますから、私も耐えられないことだと思いますから、私はもの解決を一つ、私と申しますよりも、自治庁が入りまして、そうしてやつてみたい、こういう工合に考へておるのであります。従いまして、この県にいたしましても、その他にいたしましても、行きがかりよりも、新らしく一つ虚心にものを考へて、この県にいたしましても、その他のリコールの問題が行われたときに、まさにばかげた話ですが、県の候補者が車を走らせて、内閣総理大臣勧告というものは天皇陛下の御裁可にひとつのこと、あなたの税金の自動車を走らせて、その上で放送した大ばかり、内閣総理大臣勧告は出でるが、これが現に起債等をつけますより言論の暴力ではありますけれども、それが行はれつつある。これでは、今は財政的援助を打ち切るという、実質的に被害を相手に与えるという気概がある、これを公表をして、現しつけて、しかもそれは言葉だけの、これはあくまで勧告である。従つて最終的にはこの地域住民の意思が重視されなければならない。長官のただいまの答弁は、最終的にはこの住民の意

意をそのまま体していいのであります。すなわち、その解決すら、ある期間中にすでに報復的手段がかりに講ぜられることがあります。それは妥当であると言ふべき点があつたら反省しなさい、もうよくなことでなしに、じっくりと一つものを解決をいたしたい。ただまあ全体を見まして、あまり長いこと不安定な状態に置きますのは、地元としても耐えられないことだと思いますから、私も耐えられないことだと思いますから、私はもの解決を一つ、私と申しますよりも、自治庁が入りまして、そうしてやつてみたい、こういう工合に考へておるのであります。従いまして、この県にいたしましても、その他にいたしましても、行きがかりよりも、新らしく一つ虚心にものを考へて、この県にいたしましても、その他のリコールの問題が行われたときに、まさにばかげた話ですが、県の候補者が車を走らせて、内閣総理大臣勧告というものは天皇陛下の御裁可にひとつのこと、あなたの税金の自動車を走らせて、その上で放送した大ばかり、内閣総理大臣勧告は出でるが、これが現に起債等をつけますより言論の暴力ではありますけれども、それが行はれつつある。これでは、今は財政的援助を打ち切るという、実質的に被害を相手に与えるという気概がある、これを公表をして、現しつけて、しかもそれは言葉だけの、これはあくまで勧告である。従つて最終的にはこの地域住民の意思が重視されなければならない。長官のただいまの答弁は、最終的にはこの住民の意

意をそのまま体していいのであります。すなわち、その解決すら、ある期間中にすでに報復的手段がかりに講ぜられることがあります。それは妥当であると言ふべき点があつたら反省しなさい、もうよくなことでなしに、じっくりと一つものを解決をいたしたい。ただまあ全体を見まして、あまり長いこと不安定な状態に置きますのは、地元としても耐えられないことだと思いますから、私も耐えられないことだと思いますから、私はもの解決を一つ、私と申しますよりも、自治庁が入りまして、そうしてやつてみたい、こういう工合に考へておるのであります。従いまして、この県にいたしましても、その他にいたしましても、行きがかりよりも、新らしく一つ虚心にものを考へて、この県にいたしましても、その他のリコールの問題が行われたときに、まさにばかげた話ですが、県の候補者が車を走らせて、内閣総理大臣勧告というものは天皇陛下の御裁可にひとつのこと、あなたの税金の自動車を走らせて、その上で放送した大ばかり、内閣総理大臣勧告は出でるが、これが現に起債等をつけますより言論の暴力ではありますけれども、それが行はれつつある。これでは、今は財政的援助を打ち切るという、実質的に被害を相手に与えるという気概がある、これを公表をして、現しつけて、しかもそれは言葉だけの、これはあくまで勧告である。従つて最終的にはこの地域住民の意思が重視されなければならない。長官のただいまの答弁は、最終的にはこの住民の意

額として県から突き返されたが、いま
だ手元に持つておる。従つて、自治庁
及び県側に交渉をして、何らかの措置
を講ぜよということを言われたといふ
ことあります。従つて、当該の市長
は自治庁に参つて指導を仰いだところ
が、おそらく局長のところまで参らな
かつたと思うのであります。が、大へ
んに自治庁としては同情の意思を示さ
れ、最終的な意思は申さなかつたそぞ
であります。が、県側に向つてよく依
頼したらよからうといふ御指導を賜
わつたそぞであります。が、県側は不
用額として突っ返したものであるから
して、さようなることはばかりならぬ
といふすげない返事で今日に至つてお
るのであります。この措置は一体適法
であるかどうか、私はこれは局長に承
わりたいのであります。

悪いとかいう議論の問題でなくて、そういうふうに内示されて計画をして、計画が進行して、しかも錢が入らないというようなことをやられたのでは、地域住民の直接選挙によって出てきた町村長はたまらぬと思うのであります。これはきわめて問題は小さいようありまするが、基本的な内容を含んでいると思うのであります。お尋ねいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 第一の卓は、われわれも報告を受けて承知をいたしております。直ちに県の方へも連絡をいたしまして、そういうやり方は起をいたしたのであります。ただ、御承知のように、現在市町村に対する起債の許可権というものは、これは知事が持つております。そういうような点で、一応不許可処分ということにしてしまいましたものでござりますので、県の立場もござりまするし、一応強く注意は喚起をいたしておりますけれども、そのままになっておるという状態でござります。しかしこの点は、お尋ねにもござりますように、私たちといったとしても、このようなやり方というものは、これはきわめて不穩當であるというふうに考えておるのであります。

それから第二の財政監査の点につきましては、これは私よく承知を実はいたしておりません。どういう趣旨でやったのか、県下の全市町村をずっと対象に今までやってきて、その年次計画等に伴ってやっておるものかどうか、そういうような点については、私が、今つまびらかにいたしておりません。ただ、こういうような時期において

そういうような下心、何かの意図があるのではないかということを感じめるような措置というものにつきましては、これはやはりほど慎重に事を進ぶのが適当な態度ではないかと、いうふうに感じております。

○相馬助治君 私の質問は、そろそろ結論になりますが、そうすると臣官、この大田原市を關係町村と認定して、しかも内閣總理大臣勅告に従わぬといふ理由をもつて……、内閣總理大臣勅告に従わないということが、非常にこれは微妙なのであって、ちゃんと町村合併をやっていたんですけども、あとで県が計画を変更して、湯澤市上が大田原にいきたいということをききましたのでから、大田原がうかつかもどうか知らないけれども、よからうというよういう議決をしただけなんですね。悪い表現をすれば、これは大田原市長の領土的野心がここに現われたということよなことを表現する人もあるけれども、法的にそういう証拠はないのですね。そうしますと、湯澤上の紛争が大田原市に連鎖反応を起して、大田原の議会がそういう議決をしたという一点で、総理大臣観察の線に従っていないわけなんですね。これを湯澤上と同列に今不利益処分を県がやっているのです。もう明瞭に指令を出したのです。一切の起債を認めない、一切の補助金を止めざるを得ない、こういうのです。この態度が變更があり得ないと、こういうことは私は先ほどの答弁で了解いたしましたが、適法でないという長官の答弁を了解いたしましたが、指導の立場にあられる、責任者であられる長官ととしては、何らか具体的にこの問題については、県にサゼッショーンを与えて御指

導なさる御意図があるかどうか、これらを承わりたいのが一点です。
それから、もうこれだけで質問を終ります。二つは、湯津上の方は事情はあります。二つは、湯津上の方は事情はあります。二つは、湯津上の方は事情はありませんけれども、これは未合併町村であつて、一行政区画としては小さ過ぎるのであります。従つて、法律をそのまままかぶせれば、不利益衡分もあるのはやり得るのかかもしれません。しかし長官は温情あるふるる表現をもつて、これもまた地域住民の意思を無視してやってはならないから、かすに時間をもつてしなければならないと今おっしゃつて下さいました。かすに時間をもつてするとするならば、その間は休戦状態にならなければならぬはずで、休戦状態に感嘆的なことが一方から行われたものでは、これは住民はたまらないと思うのであります。この辺のことはわかりましたが、そのある期間といふものでは、明瞭に村議会は全会一致をもつて総理大臣勅告を拒否して、大田原市に合併したいという意思を表明されておりますが、県はそういうもののうちに、明瞭に村議会は全会一致を認めないという態度に出でておりますが、それでかつ不十分であるとするならば、別途住民投票をするなり何なりとして、ともかく最終的には私は住民投票をして、結果三村に分れていくことになります。大田原にいきたいと力んでいる連中ももうあきらめて、もうちゃんといくと思うのです。それからまた、住民投票の結果、大田原にいきたいということになれば、三村を主張している人たちも……非常にこの湯津上というのは純朴な農村地帯ですかね、妙な政党屋なんというのは一人もいないのです。ですから、ただ伝えるところによると、その近隣の県議員

の大ボス、小ボスがちよろちよろしているなんといううわさがありますが、そういうことは私は信じません。この村 자체は非常に純朴なところです。ですから、指導さえよければ何とか私ども解決つくと、こういうふうに考へるだけです。従いまして、第一点は、大田津の不利益処分に対しして長官はどういうふうに県を指導するか。第二点は、大田津上が総理大臣勅告をそのまま受け取れるようにするならするよう、まことに表現できるなら、そういうふうにすこぶるよう、何らかの解決を早い機会に見るよう、県に向って強い要請と行政指導をおやり下さる御意図があるかどうか、この二点をやはり私は明瞭に曉得したいおきたいと思うのです。そうして長官のお話し下さるよう、法治国として、総理大臣勅告といふものを持ちままでこれは守るのだ、それにつれておきやならないのだ、理由はかくかくかくなんだというような理わけた話ならば、また、その地域住民はそれに耳を傾けるにやぶさかでない、こういうきわめてソラシクな状態に湯津上の場合はあると思うのであります。従いまして、長官の一つ御参考おきたいのであります。

たしましたので、その法的根拠から
うと、特交が行かないのです。これ
を、もし災害の扱いをしてくれれば、
特別交付税が行ったのであります
が、相談をしてくれれば、最もその地方に
適した措置を指導したのです。自治と
いうものを非常に強く考えます当事者
が、自治局に相談することを快しとし
ないのか、あとになつて知りまして、一
たん処分をいたしましたことを取り消
すような措置もございませんし、昔の
ように是正する措置がございませんた
めに、黙つてはおりましたが、住民と
しては気の毒だったなという感じを
持つのであります。そういういたします
と、私は全体に、これは決して監督と
か監査とかいうのをしようというつもり
はございません。しかし、私は地方
の自治体を、一番密接な関係を持つて
おります責任といたしまして、もう少
し行政の指導というものを徹底しても
いいのじゃないか、そういう意味で
は、少し遠慮せずにやることがかかる
べきではないかということを、私は私
の部下に言うておるのであります。

ただいまの大田原の場合、これは
大田原市は未合併町村ではございません。
従いまして、これに町村合併促進
に伴ういろいろな措置によって牽制を
するということは、すべきことではござ
いません。

どうであろうと、どういう状態にあって、その現在の村が育ち、従いまして、合併をするような気持にならないよう、よけいに、たくさん特別な交付税をやってくれても困ります。しかし同時に、現在の住民が、そのため、他の町村では享受するだけの必要最小限度のことすらできないといたしますと、これは行政としてあってはなりません。

法案を御議決いただきたいきますときにも申し上げたことでござりますが、答申が、非常に法律が失効いたしまさわに出て参った。ところが実際見ますと、何といいますか、こういう措置をあらかじめ講じたらそんな紛争も起らなかつたであろう。ところが、そういうことは、両方とも受け入れられる状態でない。従いまして、審議会の答申その通りに取りますから、認め

た、これは中央審議会が非常に注意をいたして、きれいな白紙でやつてくれたことを信じております。その審議を多々聞いておられるのでござりますけれども、まあ中には、たまたま出てきた人の「口述の仕方で、委員の気持がこうであつた」というようなことも聞くのであります。そのことは、人間がやることであります。から当然でありますけれども、しかし、政府としてしまして、大きな進歩

思います。なぜ、そういうことを申上げるかと申しますと、私は愛知県三重県との間に木曾岬村といふのあって、すでに御承知のように、分はやって、一つは別なところに役場作つて、税金は片方の方に供託をしいる。憂えるのは、同郷休校までに展するのじゃないかということを非常に心配しているわけです。ですからしかもなぜそういうことが起きたか

○委員長(小林武治君) 次に、成瀬君の発言を許可いたします。
○成瀬幡治君 私は簡単に一つお尋ねいたしたいのですが、例の新市町村建設促進中央審議会の議決を経まして、三月二二十五日に総理大臣に対して答申がなされておる。そうして、国では法律が九月まで延期されたということも承知しておりますが、それはそれとして、いところこの答申に基いて内閣総理大臣の勅告をお出しになる予定なのか、これが一つでございまます。

ります。現在その法律が効果を発生している際でございますから、私はそう長くものを見ていいよとは思いませんけれども、現にそれそれの方で調査なり、このようにいたしたらどういう工合になるだろう、どういうことをすれば解決がつくのであろうかというう点については、それぞれのものについて調査をいたしております。これについて、当該の県と、当事者である両県と一ついろいろ懇談してみようと思います。これも、私の方でどうしるといいます。これも、私の方でどうしるといい方をいたします前に、両県と從来の模様、現在の段階において住民の考え方なり、それから表に現われ

また、そうではなくて、一つお尋ねいたい。やはりことは、冷却期間というようやくものを使いてやつていこうというよらななものか、お気持は、答申は一つ尊導しなくちやならないけれども、しかし、これを実際にやつた場合には、今ここに相馬君が例を引かれたような、勧告が實際に行われないような場合もあるかもしれない。だから、そういうことは起らないように一つやついくのだと、そちらの方に主点を置いて善処していただきたい。そのために半年間延ばした。だからその間に十分やつていこうというお考えなのか、その一つずぱりとお答えいただきたい。

議会の答申を尊重することは、政府として当然とらなければ相ならぬ態度と思ひます。ただ、先ほどの県内合併例と違いまして、県内合併は、これ勧告をいたすのでござります。今度県を越えました合併というのは、大のが処分直ちにその法的な効果を発いたします。そいたしますると、に軽重があるというわけではございませんけれども、特にこの県を越えました場合には、慎重な態度をとらなければなりませんと存ります。従いまして、お答えする場合には、審議会の答申の重を第一に申すのが、政府としては当

湯津上村の場合につきましては、私もよく県に話をいたしまして、そうして、だれもが納得できる、もちろん、住民の生活もそれによって安心できる措置を、合併を、これからいかに促進し、どういう形で結果が出るかということは別といたしまして、現在のままの湯津上村についての行政の指導は、県に対して十分いたすことになった。今までいたしておるような私ども聞いておるのであります。なまめらざる部分があれば、徹底的にいたしますことにいたします。

④相馬効力者　ありがとうございます

申をその通りに詰めます。しかし、書くと、なんにも、とにかく、その間非常に私どもも、こうしたら考え方が変わらぬじやないだろかというようなことを県に指示いたしましたが、両方とも、もう相対立する考え方で、そういうもののいい方が悪いと意識しているかどうかということは別にして、中央審議会に働きかけることばかりに一生懸命でありまして、むしろ行政といふ点から不十分であったような点がござります。従いまして、このままもう少し見直して参る時間が必要でありますので、従いまして、半年が延長の法律の御議法をいただいたのであります。

○成瀬幡治君　そうしますと、今、大臣の御答弁を聞きますと、答申そのものが、それがイコール内閣整理大臣の勧告にならないこともありますので、聞き取れるわけですが、そういうふうに私が聞き取つていいものか、あるいは一度念を入れて考え方直してみなければ相ならぬ、こう考えております。従いまして、いつというようなことを今申し上げる段階ではまだございませんが、もうしばらくはそういう作業に一つ私どもに時間をいただきたいものだと考えております。

いうと、住民の意思表示をやると
に、県がそこにいて、護岸工事を
いは土地改良の工事を三日間、投票
に入る三日間、運動期間中ですか、選
中に工事をストップするというよう
圧力をかけたために、住民の意思
いうようなものが間違ったところ
表現されているわけですから、そ
いう点をもう一べんあなたの方が慎
に調べ直して、そうして善処する
だ、こう言われるのか、その辺のと
ろを一つ明瞭にお答えいただきたい
思います。

間延ばした。だからその間に十分や
ていこうというお考なのが、その四
の一つずぱりとお答えいただきたい。

相ならぬと思ひます。従いましてお答えする場合には、審議会の答申の重を第一に申すのが、政府としては當

のことあります。さらに、諸般の事情
といふものを十分考えてみなければ相
ならぬ、こういう工合に考えており
ます。

○成瀬幡治君 私もこれ以上押し問答はしたくないと思うのですけれども、少くとも町村が、作られた住民の意思によって私はやられては非常にますますいやないか、形式的には、たとえば、これ全部、あなたの方がお出しになつた資料を見ますと、形式的にはなるほど住民の賛成の意思表示の多いところが大体越県合併が許されて、そうして意見表示が少いところがどうも否決された、住民の意思が尊重されるということは形式的には言えると思います。しかし、住民の意思が作られた住民の意思であるかないかという点は、一つ自治府の方でよく御調査願つて、そして私は片一方では答申を尊重しなければならないということは、よくわかります。しかし、片一方では、実情に合った住民の福祉を十分勘案して、私は裁定というものが行わるのが一番いいのではないかと思ひますから、一つ大臣せっかくのおっしゃる通りによく実情を御調査願つて、適切なることをやつていただくつまらないトラブルの起らないように行政指導と申しますか、裁定が下されることをお願いいたしますして、この辺で終ります。

まして、論議になつておりますよう
に、まだ勧告を聞いて受けつけてもら
えないでおる。で大臣は、性急に事を
運ばないで、かすに時をもつてした
い、こういうことでござりますがまあ
それはそれでけつこうでございます。
せひそういうふうにしていただきたい
と思うのですが、最終的に住民の意見
が、もうすでに勧告とは反対の方向に
固まつておるというようなお話しがな
ぎました。一体勧告が法的にそれ以
上の、勧告以上に何ら権限がないもの
とするならば、一体、の結果についてど
ういうお見通しで今後おやりになるの
か、これは私やっぱり問題のいわゆる
解決には、きわめて大事な時期にきて
おると思うのです。場合によつては勧
告を取り消すということがあり得るの
かどうか、場合によつては勧告を出し
ておきながら、さらにあらためて住民
の意思を確かめるような方法、たとえ
ば投票等の方法によつて、そういうよ

り無理に、かりに強権をもつていたとしても、
というような場合、一たん合意されたら、
がま、た分村問題が起る、こういうよう
なことがあります。これは何のため
めに町村合併を促進したかわかりません
。私は勧告を出すということは、機
置いたしまして最後にいたします
けれども、どこまでも法律上、それは勧告をい
うあります。従いまして、面目にとど
われますということよりも、その町村
というものがほんとうによく育ってい
くかどうかということを主に考えてみ
たいと思います。勧告でありますから、
それについて取り消しというよう
な措置はございません。また勧告をい
たしました通りにものがなることを希
望いたします。しかし、それは決して
無理じいをすることなし、場合により
ましては、その後における村民の意向
は、さらに勧告と違った方向に向いて
おるところもございます。実情に沿い
ましてのを判断していくようにいた
しております。

ている。講会の意思がそういうふうでありますと、こういうところで一つ勧告等と真正面にぶつかり合った格好でござりますね、そこで私心配いたしますものですから、もし今後いろいろ話し合ひをする地元の方々と冷静に話を進めていかれる、そういう態度については私がつけたうだと思ひます。ぜひやつていただきたいと思いますが、どうも見通しは少し暗いような感じがいたすわけでございます。そこで、勧告を出して、今さら撤回でもこれはもちろんないでしよう。それぞれの大蔵のお言葉のように踏むべき手続を踏んで勧告は出されるものございますから、今すぐ撤回ということではないと思ひますが、しかしデッド・ロックに乗り上げた場合の打開策として、これは最後に、さらに場合によっては住民の意思を確かめる何かの方法をとり得ることがやはり予想されますが、そういうことも含めて、今後の検討という中に入り得るものかどうか、こういうことでござります。

け、私たちも最終段階におきまして、こういうことがやはり住民の意愿をそこなうことのないような形において行われることが第一に考えられなければならぬのでござりますし、新市町村の建設ということも、そういう面でこそ初めて生きてくると思うのござりますので、そういう意味におきまして、大臣のお考え方につきまして、先ほど申し上げましたような意味で非常にありがたいお言葉だと思います。

なお、つけ加えまして、さつきの財政援助の問題でございますが、これはそういう最終的な話し合いがつくまで、話し合いといいますか、解決がつくまでは、決して、まあ俗にいう金の面でいじめるようなことはなさらない、こういうことで、大臣の先ほどから御答弁を承わっておいていいかどうか、さらに一つお答えをいただきまして、私の終りとしたいと思います。

○國務大臣(郡祐一君) 財政的の措置は、普通の安定した状態でそれを譲じなければ相ならぬことでございまして、それを手段として町村合併が自然にてきて参ることを期待し適正でないという意味で法律はあるのですでして、これをおっしゃるような意味で使うようなことはございません。またそのためには、住民に非常な迷惑をかけておるような点は是正しいさせるように行政指導をいたします。

○加瀬完君 相馬委員から質問の点ですが、大田原市に対する県の措置は不穏当だという局長の御見解ですが、不穏当ではなくして、不法であるというこ

とが言えると思うのです。そのような扱いをすることは、新市町村建設促進法の二十一條に、地方財政法の特例というものがござりますね。その地方財政法の特例によれば、新市町村の新計画に対する対応は当然起債等を認めてやるという基本的な原則に立っておるわけです。これをやらせないということになれば、これは明らかに二十一條違反といふことになる。二十一條違反ということで、地方自治法の二百四十五条の三なり、これは内閣総理大臣の助言あるいは勧告ということになりませんか、あるいは二百四十六条の二の適正な事務処理に関する措置といいますか、こういうこととも自治庁長官から該当の県知事に対して出されていいはずだと思ふのです。不穏當といふことで見過ごしておくべき問題じゃないと私思ふのですが、この点はつきりさせておいて下さい。

○政府委員(藤井貞夫君) 私たちとい

たしましては、先刻、相馬委員の御質

問にお答えをいたしておりますよう

に、この問題については非常に実は強

い関心を持っておるのであります。新聞等の記事あるいは論説等にも常に注意を払って見ておりまし、また、いろいろ地元の方からお話をありました際、あるいはその他の方法で、県側から状況等の報告を受けまして、そのつど関係者を招致する、あるいはその他の方法によって厳重にそのつどそのつどの措置については指示をいたしておるのあります。今私が申し上げましたが、不穏當という意味でございますが、これは、もしも県が大田原市に対しても、すべての起債、すべてのその他の補助金、その他の財政措置というものを一

切停止するということを本気で考えておるということであれば、これは明らかに違法の部類に入ってくると

いうふうに考へるのであります。その場合におきましては、当庁の措置とい

たしましては二百四十六条というものは国家機関として、機関委任の事務と

して行う種類のものが多いわけでござ

ります。従つて、これは機関委任の系

統から百五十条、百五十二条というも

の系統を通じて、指揮監督の権限の

発動ができるというふうに考へていま

す。ただ、問題といたしましては、そ

ういうような形式的な問題でなくて、

むしろ実際上、県当局ともひざを突き

立場をとっていると思うのです。そ

の県が、明らかに町村合併が促進され

て一つの新しい市ができたのに、その

いもをバック・アップするという

ことは何のために新市町村建設

促進法というものが作られたか。少く

もこれは、國も県も新市町村の育成と

いうことは、何のために新市町村建設

促進法といふことが作られたか。少く

か、話合いによって円満な解決をする

ということはほどだいおかしい。そう

ることは、何のために新市町村建設

促進法といふことが作られたか。少く

もこれは、國も県も新市町村の育成と

いうことは、何のために新市町村建設

促進法といふことが作られたか。少く

いうようなことを主張にこの制度が生まれてきた。しかしながら、飛行場、演習場ということになりますと、広大な土地がそれがために占有されることになる。しかも從来でありまするならば、その土地から固定資産税の収入額が相当得られておつたにもかかわらず、それも得られなくなつて、逆にマイナスの財政需要があえてくる。こういうようなところから、特に飛行場、演習場だけを限りまして、この制度の対象にすることにしたわけでございます。そういうようなことでもございまして、自衛隊が使用するようになれば、固定資産税的なものは収入にならないのだ、にもかかわらず、飛行場、演習場なるがゆえにおかつ、固定資産税的なものの対象にしているのだ、こういうようにお考えをいただきたい、かようにも思ひうわけでござります。

○政府委員(賀屋正雄君) 国有地で提供しておりますので、その全体は私どもの方では把握いたしておりません。国有地につきまして、まあ個々の財産でなくして、総額みならず、民間の土地もござりますので、申し上げますと、昨年の共同声明以後、今日までに返還されました財産は、土地が二千九百一十二万二千坪、台帳の評価額によりますと四十六億五千七百万、建物が二千五万六千坪、その評価額は五十一億七千万、合計いたしまして九十八億一千七百万と、こいう数字になつております。

○成瀬幡治君 これはおよそ国有地ですから、国有財産として返還されたわけですが、これは大体自衛隊が引き継いでおりますか、それともずっと国有地として、その後どんなふうに使用されておるか、その内訳はわかりませんようか。

○政府委員(賀屋正雄君) 返還されました財産は、非常に多岐にわたつておりまして、個々につきまして、どのよううに処分されておるかという点につきましては、今手元には資料ございませんが……。

○政府委員(賀屋正雄君) 飛行場はわかりませんか、飛行場だけは個々についてもわからりませんか。

しますとか、そういった処置はいまだありません。従いまして、國有財産として、普通財産として、大蔵省が管理しております。そからすでに返りましたのは、小松飛行場がございます。これにつきましても、まだ最終的な処理は確定いたしておりません。大蔵省が防衛庁に依頼いたしまして、整理をしていただいております。

○成瀬幡治君　まあ突然で、伊丹の飛行場がどうなつておるかということですね。まあ常識的に財産管理じゃない、われわれでも大体承知しておりますが、それはそれとして、防衛庁の方に聞きますが、防衛庁の方で、米軍が帰っているじゃないか、帰っていったところに對して、あるいは帰らないかも知れないが、帰っていくだろうということを織り込んで私は一つの計画があるのじゃないかと思うのですが、そういうような点、一つお知らせ願えませんか。

○政府委員(山下武利君)　米軍の飛行場で解除になった時に、自衛隊が使いたいものがどことどこであるかというお尋ねでございますが、実は自衛隊といたしましては、「この日本の飛行場が、日本にあります自衛隊の使用し得る飛行場」というものは非常に限られておる状態でありますので、現在米軍が使用しております飛行場の大部分といふのは、もしこれが解除になれば自衛隊が使いたいというものが多いでござります。具体的に申し上げますと、現在米軍の接収中のままで一部それを共同使用いたしております自衛隊に美保の飛行場あるいは木更津の飛行場といったようなものがござります。そのほか三沢、それから板付、入間川

といったようなところには、これは飛行場として使用しておるわけではございませんが、方面隊司令というものを置いて、米軍の基地の中でこちらが事務をとつておるというふうな状況でございます。そのほか米軍の持つておりますところの飛行場は、先ほど申し上げましたように、相当設備も完備しておりますし、何分にも飛行場の狭く、あるいは数の少い日本のことでありますので、これが解除の際にはぜひ使用したいといふものが多数あるわけでございます。

○成瀬暢治君 それは私運輸省の方にもお聞きしたいのですが、運輸省にも一つ民間航空等が伸びてくるのだから、運輸省としても一つの計画をお持ちだらうと思います。そこで、時間もございませんから、私は手っ取り早く申しますが、民間と、そして自衛隊との共同使用というようなことがちらほら聞かれておるわけでござります。そこで運輸省の方としては、そういう共同使用というようなことも認めていくこととしておられるのか、今お話を美保あるいは木更津は共同使用で、米軍との共同使用で、米軍が帰れば、これは自衛隊オンリーにしていくこうというのを、その辺を一つ両方からお答え願いたいと思います。

○政府委員(山下武利君) 先ほど申し上げましたように、非常に飛行場の数も制限されておりますことでありますので、将来自衛隊も伸びていくし、民間航空も発展をしていくという場合に、当然共同使用ということを考えて

いかなければならぬと思うのであります。現在民間飛行場と共用をしておるところは、具体的に申し上げますと、いと、北海道の千歳と宮城県の矢ノ目的飛行場というふらなものがござります。こういう点につきまして、将来ともいろいろりっぱな飛行場が返つて参ります場合には、運輸省と防衛庁の間で、十分に飛行場の管理とかあるいは航空管制といったような面につきましては、緊密な協定をいたしまして、民間航空の発展と自衛隊の訓練と、両方とも両立するというふうにしていただきたいというふうに考えておるわけでござります。

ではないかということですでに話して
合いの申し入れもございましたし、私も話
どももまた、そういうふうにして、今
後はその辺を調整しながら考えていく
たいと思っております。

○成瀬幡治君
あと十分ぐらいしか残
間がございませんから、私そういうう
となら、小牧の問題について一言お聞
きしたいと思います。

実は小牧の飛行場を拡張する場合に、調達庁は、地元なりあるいは愛知県の知事等の協力を得る場合に、今現に米軍にやつてもらっている。しかし、米軍は行く行くは帰っていく、帰つていけば、そこに民間航空として残せるからいいじゃないか、大体こういう趣旨のもとに拡張等が進められて実は参ったわけであります、歴史的に申しますと。そしてまだ帰りませんんけれども、おそらく帰るであろう、こういうふうに言っておるときに、実は自衛隊のF-186Dがやつて参りまして、この間うち地元で騒ぎましたら帰つてしまいまして。また、新聞を見ますと来ておるようですが、一体防衛庁としては、これを自衛隊の一つの基地として、あるいは共同使用としてでも使おうとしておるのかどうか。

○政府委員(山下武利君)　ただいま指摘がありましたF—86Dに関してでございますが、これは、米軍から供与を受けました全天候戦闘機に対しまして、これに要するところの要員の訓練を、どうしても奥地について米軍の指導を受けるという必要があります関係から、松島にあります第三航空団の一部を小牧に派遣をいたしまして、奥地を訓練を受けておるわけであります。その数は、目下五、六十名のものである

うと思います。もちろん、これは訓練期間が終れば元へ帰るわけでありまして、そのままこれが小牧に赴任したというわけではございません。しかしながら、この訓練は別といたしまして、自衛隊といたしましては、先ほど申し上げましたように、小牧が解除になりました既には、どうしてもここに駐屯団を置きたいという強い希望を持つておるわけであります。ただし、今のおこころ、まだいつ帰るかということとの正式意思表示が米軍からあつたわけではありませんので、もし帰るということがはつきりいたしますれば、ぜひこれを使わしてほしいということは大葉省にもあるいは運輸省の方にも御連絡をいたしておるわけでございます。しかししながら、これを自衛隊が使いましておきましても、十分に民間航空機の発展ということを念頭に置きまして、それを阻害しないよう訓練を続けていくということを考えておる次第でございます。

うのですが、管財局長は、そういうものに対ししてどういうお考えを持っておられるのか、いわゆる國の施策は上回る、こういうことならば、こういう問題は別だとおっしゃるのか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(賀屋正雄君) 御指摘のありましたように、国有財産の処分をいたします場合に、地方の各財務局に付隸されております国有財産地方審議会に諮りまして、その御意見を伺つた上で実際に処分する、こういうことにいたしておるわけでございまして、今仮定の問題として、東海の財務局の審議会が、民間航空に使わすべきであるという決議をした場合のお話でござります。まあ原則的なことを申し上げますれば、もちろん、審議会は一種の諮問機関ではござります。従いまして、政府の行政を拘束するというわけのものではございませんが、こうした審議会を置きました理由にかんがみまして、当然これを尊重すべきものであるということは、当然のことであろうと、思うわけであります。ただ、まあ実際の運営といたしましては、できるだけ関係者間の話を詰めておきまして、調整がされたところで諮問機関たる審議会に付議するということにいたしたいと思つておるわけでございまして、審議会に付議いたします前に、小牧の具体的な問題につきましては、先ほど防衛省からお話をございましたように、あるいは運輸省からお話をございまして、たように、両者間でよく話し合いをしていただきまして、お互いに使用計画についてなど、審議会に付議するということと、實際問題としては、審議会の結論が

○成瀬憲治君 防衛庁にお尋ねしますがね。共同使用になると、何か民間も使われるかのごとき錯覚を起すと馬鹿。私はちょっとと計算をしてみたのですが、これは間違いかもしませんけれども、間違つておつたら指摘していく。ただきたいと感りますが、たとえば、F-86 Fですね。これは、訓練は一人が一日どのくらい飛び立つかといふとについて、一年間の平均を見ると、一・六回だと思う。そうして小牧に来る場合には、F-86 Fは大体二十六ぐらい来るだらう。あるいはF-86 Dが二十五、いわゆる一個中隊で航空團を置くだらう。ここに一つ航空團を置く、こういう話です。そうすると、一人一日一・六回、これは二ないし四機編隊で上つたとかりに仮定しましてやつてみると、十五回ぐらい飛び立つだらう。そうすると、着陸に一分、離陸に三分、そうすると四分かかる。そうしてやつてみると、約六十分、一時間、こういうことになるのであります。が、着陸で一分増した、離陸で一分増したというような計算になると、これが大体倍にはなりませんけれども、五割以上ふえていくというような恰好になる。ですから、民間と共同使用だというけれども、大体訓練には、私は夜間ということもそれはあるかもしれませんけれども、大体時間じゃないか。そうすると、大体何時間というよう限られておる。あるいはそんな離陸に三分、着陸に一分というようななことではなくて、やはりそこに誇張したところ、いろいろなことがありますから、

非常に時間がかかるしていく、こういうことになりまして、少くともそこに五機ないし百機というような飛行機が入ったとすれば、もう共同使用ということは、言葉の上ではあっても、実際はないのじやないか。こういうことが言いたいのですが、あなたの方は、いや、そうではなくて、共同使用ということはあり得るのだ、そうすると民間航空なんかもつけることができるんだ、こういうふうにお考えになっていいのかどうか、これは一つ防衛庁並びに運輸省の方からもお答え願いたいと思います。

それからもう一つ、時間がありませんから、ついでにお答え願いたいのは、もし共同使用になった場合に、この飛行場の管轄をする主管が防衛庁になるのか、いわゆる航空管制ですね、そういうような権利まで防衛庁がとるのか、運輸省がとるのか、ということは、私はその飛行場の将来の運命を決定する重要な実は問題だと思うのです。ですから、そういうようのことになつたときには、防衛省の方は、わしの方でとりたまと言つし、運輸省の方はわしの方でとりたいと、こういうことになつてくると思うのですが、そういうときには、一つ民間に使わせるということ、少くとも民間にエアートを置くことを考えて、いこうというふうに防衛省はお考えになつてゐるのか。そうでなくて、防衛省は、今はやかましいからやつておいで、あとでだんだんと訓練を盛んにしてゆけば、自動的に追い出せるのだから、それを待つていろいろ、こういうのか、その辺も一つお答え願いたい。

○政府委員(山下武利君) 訓練のこまかいことについては、私は専門外であ

非常に時間がかかるしていく、こういうことになりまして、少くともそこに五機ないし百機というような飛行機が入ったとすれば、もう共同使用ということは、言葉の上ではあっても、実際はないのじやないか。こういうことが言いたいのですが、あなたの方は、いや、そうではなくて、共同使用ということはあり得るのだ、そうすると民間航空なんかもつけることができるんだ、こういうふうにお考えになっていいのかどうか、これは一つ防衛庁並びに運輸省の方からもお答え願いたいと思います。

それからもう一つ、時間がありませんから、ついでにお答え願いたいのは、もし共同使用になった場合に、この飛行場の管轄をする主管が防衛庁になるのか、いわゆる航空管制ですね、そういうような権利まで防衛庁がとるのか、運輸省がとるのか、ということは、私はその飛行場の将来の運命を決定する重要な実は問題だと思うのです。ですから、そういうようのことになつたときには、防衛省の方は、わしの方でとりたまと言つし、運輸省の方はわしの方でとりたいと、こういうことになつてくると思うのですが、そういうときには、一つ民間に使わせるということ、少くとも民間にエアートを置くことを考えて、いこうというふうに防衛省はお考えになつてゐるのか。そうでなくて、防衛省は、今はやかましいからやつておいで、あとでだんだんと訓練を盛んにしてゆけば、自動的に追い出せるのだから、それを待つていろいろ、こういうのか、その辺も一つお答え願いたい。

○政府委員(山下武利君) 訓練のこまかいことについては、私は専門外であ

りますので、的確なことはお答えいたしかねますが、ただいま御質問になりましたところから判断いたしますと、大体、小牧にもし一航空団を置くといったしますれば、ただいまお話をありましたように、大体において五十機程度のものが配属されることになると思います。しかしながら、飛行機は稼働率というものが比較的悪いのでございまして、米軍のように非常に装備、整備の進んだところにおきましても、せいぜい六割程度のものであろうといわれております。そうしますと、いうと、大体五十機が配備されましても、実際に飛び立ち得る飛行機は、それまた何割かということになるわけでございます。それから、これが編隊でもって離着陸をいたしますという関係と、それから実際に飛び立ちましたら、おそらく一時間ないし二時間といふものは、空中の訓練に移るわけでありまして、それが帰ってくるまでに相当の時間があるということから見まして、さつきお話がありました一人一・六回ということがございましたが、要するに、一つの飛行機が何べんも滑走路を使って離着陸をするということはないわけであります。この関係は、現在民間と共に使用しております千歳の飛行場等について見ましても、相当の訓練をやっておりましても、決して民間航空に対し障害になつたという事例は聞いたことがないのでございます。それからまた、自衛隊でもつて一番訓練を激しくやっております浜松等につきましたし、たまたま自衛隊の輸送機等が行きまして、訓練をやつておりましたから、上空で待たされるといつたような事例はないわけでございま

す。飛行場の使用というものは、それくらい間を置いてされるものだといふうに私は聞いております。従いまして、将来、小牧の飛行場が、民間航空としてどの程度使用されるかということは、今から予想できませんけれども、現状から見て、相当ひんぱんな民間機の発着が行われるというふうな態勢を予想しましても、自衛隊の訓練がそのためには障害になるといったような事態は、決して起らないのではないかというふうに考えております。

それから二番目のお尋ねの、飛行場をどちらが管理するかという問題でござりますが、これは大きく分けまして、飛行場の地域、たとえば隊舎のある所、滑走路、誘導路のあります所、そういうふうな所をどちらが管理するかという地域的な管理の問題と、それから航空管制等をどちらが主管していくかという問題と、大きく分けて二つになるかと思います。これは今後運輸省とも十分に御相談をしてきめなければならぬ問題でございまして、今のところ、まだどちらという結論が出たわけではございません。しかし、いずれにいたしましても、これはどちらが管理するにいたしましても、どちらにも十分にその目的を達するようにならなければなりませんのであります。それで、そのために防衛庁と運輸省との間に十分緊密な協定が必要であろう、かように考えておるわけでござります。

○政府委員(林坦君) ただいま御質問のございました点につきましては、まだ小牧の飛行場が返還ということがきまつてゐるわけでもございませんために、あそこがどういうふうな問題になるかということにつきましては、まだ小

詳細なる打合せはまだいたしておりません。従つて、防衛厅の方であそこを使いたいという御希望のあることは伺っておりますけれども、どういう規模においてあそこを使うかということが、また、その使う方法等をどういうふうにするかということについての御説明を承りたいのです。従つて、ここで抽象的にそういうことを申し上げることは、私も実はどうか別に思いいますけれども、今お話をございました航空機の将来、民間航空の将来という点につきましては、私、民間航空を担当する者としてはいささか別の見解を持っております。もちろん、航空運送事業なるものは、特に旅客輸送となるものは、世界各国の情勢から見ましても、今後非常にひんぱんになってくるということが予測されます。また、そうなつて参りました場合に、果してあの大都市のそばにある小牧の飛行場、あれをもし民間航空を中心として使うということになるとしますけれども、そういうことになつた場合には、果してあそこがどの程度に自衛隊の使用の余地があるかといふ点については、相当地よく検討してみる必要があると思つております。すでに米軍があそこにおりましたときに、米軍はジェットその他離発着をいたしておりましたが、そのためには少い回数の民間航空の飛行機がホールディングを受けたという一例がございましたが、相当の実例もあるのでございまして、果してあそこの使い方がどういうふうになつたのか、その辺の問題であります。

るかということを、もう少し私どもとしては説明を受けなければ、にわかに非はっきり申し上げることはできません。ただ、先ほども一般論として申し上げましたように、自衛隊の飛行場は非常に少い現状でございますので、その使い方の点において、私どもの方と話し合いがつく状態であるならば、私どもとしてはそういう点について十分相談はしてみたいと、かように考えております。

また、運輸省といたしましては、航空交通管制の問題につきましては、これは航空法におきましてすでにはつきりきまつた問題でございまして、民間航空を担当しております運輸大臣の事管事項でございます。特にその問題については問題ではないと私は確信いたしております。

なお、この管理の問題でございますが、もちろん、今、防衛庁の方からもまだきまっていないという御説明でございまして、事実きまっておらないのが現状でござります。運輸省としては、民間航空に必要な施設の管理はぜひひいたしたいという気持を持っております。

○成瀬幡治君　自衛隊が使って、民間が使うと固定資産税は半々に当然にならるわけですね、こう思います。それが一つです。これは奥野さんに一つお答え願いたい。

それから最後に、要望として申し上げたいのは、先ほど申し上げたように、知事を初めあそこにも反対がありました。しかし、協力をしたのは、先ほど申しましたように、米軍が帰れば、当然、国際空港、いわゆる民間航空になるものとして、みんな協力してきた

わけです。これが自衛隊が入るということになれば、地元の人たちは、ほんとうに期待を裏切られたことになります。思うのです。ですから、これは一つ防衛厅の方も、地元の意思といいうものを十分に一つ私はほんしゃくしてもらわなくちゃならぬと思います。自衛隊のいろんな都合もございましょうけれども、それをしんしゃくしていただきたい。これは大蔵省も当然、地元の結論というものは大体そういうことになつてくれれば、私はおのずから結論が出てくると思うのです。こういうものは一つ十分尊重してやってもらいたい。航空局も一つ自衛隊に負けぬようがんばって、民間航空の基地になることをお願いしております。

○政府委員(奥野誠君)　自衛隊の使用にゆだねられます飛行場の土地が限定されました場合には、限定された土地だけがいわゆる基地交付金の対象になるものだと、かように考えおります。

○委員長(小林武治君)　本件に関する質疑は、この程度にとどめます。

暫時、このまま休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後三時二十四分開会

○委員長(小林武治君)　再開いたしました。

午前に引き続き、公職選舉法の一部を改正する法律案を議題に供します。岸内閣総理大臣が出席されましたので、これより給理に対する質疑を行います。質疑は、理事会の申し合せに従い、質疑応答の時間を一人十五分以内とし、通告順により、発言を許可いたします。

県議会議員の選舉区の取扱いなど、最近における町村合併の進捗に伴いまして、必然的に行わなければならぬ諸規定の整備と、衆議院議員の選挙運動期間の短縮が主体でありまして、その他の改正は實体的には多く異論はないのであります。

そこで私は、都道府県議会議員の選挙区の問題について、後ほど郡自治庁長官にお伺いすることにいたしました。岸綱理大臣には、公職選舉制度の根本問題に關して、時間の都合もありますので、一括して二、三質問を通りて所信を承わりたいと存じます。

第一は、衆議院選舉制度の改正問題であります。國權の最高機關としての国会が、現在の急進展する社會情勢に適応して期待される機能を發揮し得るかどうかは、選舉制度の内容によるところがきわめて多いのです。私は、現在の衆議院議員のいわゆる中選挙区制度は、二大政黨対立下の今日のわが國會政治の姿に即応するものであるかどうか、戦後における人口の増加と激進な移動による定数再配分の問題、また、どうしたならば、いわゆる公明選舉を実現して、政治に対する国民の信頼を増すことができるか。單に別表の改正にとどまらず、選舉制度全般にわたって根本的な再検討を迫られるていると思うのであります。小選挙区制は、先年国会に提案されまして、周知の経緯で廃案になつたのでありまするが、總理は、この衆議院議員の選挙区制度を近い将来根本的に再検討なされて、改革を行う決意をお持ちになつておられるかどうか。私は小選挙区制の實現をきわめて望ましいものと看えており、その是非についてもす

で世論の結論は大かた出ておる。専門家は一にかかるといわゆるゲリマントーにならぬ、公正に、フェアリーにやるべきかどうかにかかると聞かれておるが、区制の成否は、この意味で総理の決意方にいかんにかかると申し上げても過ぎではないと信ずるのであります。従つて私は、小選挙区制ではないと信ずるのであります。その実現の時期をできるだけ早い機会に待望しておられると了解して差しつかえないかどうか。

第二は、参議院選挙制度の問題であります。参議院の全国区制につきましては、現在いろいろ欠陥が指摘されております。何かの改正を要するとの声が压倒的であります。また、参議院の議員の任期が年についても長過ぎるというものが多かれども、それをどうしたらいいかということになりますと、先般の選挙制度調査会の審議の経過に徴しても、なかなか実情であります。しかばねからこれならといふ名案も見出せないのが現状であります。しかも問題は、桂園の選挙制度との関連において参議院の選挙制度は考へられなければならぬのであります。たとえば、地方区だけにするという案についても、それは衆議院と同じ段階のものになり、小選挙区制が採用されるならば、世論の帰趨も私はおのずから導き出され

のではないかと考えるのであります。昨年、総理の諮問に対し、選舉制度調査会は、參議院の選舉制度については、むしろ当然の成り行きともいえるのではないかと思います。參議院選舉の制度の問題に関しては、総理は今後どうなされるお考えであるか、この際信と改選実現の構想をお伺いできれば幸いであると存じます。

第三は、今回御提案の衆議院議員選挙の運動期間の短縮についてであります。私は現在のマスコミの時代において、二十日間は決して短か過ぎることはないと信ずるが、英、仏においても大体国会の選挙運動期間は二十日、その他の国においても大体二週間から三週間であります。また、わが国においても人口三十万あるいは五十万にも及ぶ市の市長及び議員の選挙は十日間の運動期間で支障なく行われてゐることを考えますれば、衆議院といえども二十日間で短か過ぎることはないと信ずるに思ひます。地方の、自動車車両ほとんどなく、ラジオや扩音器もなかった大正末期以来、大体二十五日でやつていることを思ひますれば、交通、通信が飛躍的に発達をし、選挙公管がここまで拡大をされました今日、二十日間といふことはちょうどよいところではないかと思います。選挙は、もちろん体力の競争ではございません。今回の期間の短縮は、党利党略でもなければ、新人の進出をばまんとする意図のごときはござらないと信するのであります。が、総理のお考えを承わりた

○國務大臣(岸信介君) 衆議院の選挙制度につきましては、御指摘になりましたように、中選挙区の現行でいいかどうかという問題に關しましては、私自身いたしましては、二大政党といふことが民主政治の運営上最も望ましい形であり、この二大政党を眞に健全に国民政党として両党ともこれを発達せしめていくためには、ぜひも小選挙区制をとるべきものであるというが、私の從来から持っております信念でございます。ただ、この小選挙区制度の問題につきましては、御指摘になりましたように、いわゆる別表についての問題でございまして、この別表のいかんによりまして、いわゆるグリマンダー等の批評もあることでございます。私は衆議院選挙制度につきましては、ぜひ小選挙区制度に基いて最も公正なる選挙区を、公正なる第三者がこれを審議決定して、そうして小選挙区制が実施されることを心から望んでおります。すでに御承知の通り、先年選挙制度調査会の答申したものございます。しかし、当時は、町村の合併その他におきまして移動もございまして、十分にそういう点も検討いたしまして、できるだけ早い時期にこの成案を得て提案をいたしたいと考えておりますが、それまでに、今申しましたような公正な立場において、この問題を権威者によつて根本的に検討いたしまして、そうしてこの問題の実現を期したいと、かように考えております。

ございますが、これまた、御意見にもありましたように、両院制度の本質も考へなきやなりませんし、現在行われておる全国区という制度についての欠陥もすいぶん指摘されております。しかし、これにかわるにどういう案がいいか、また、参議院の衆議院と違つてゐる両院制度の本質を十分に特徴を發揮しつつ、そして選舉民との間における十分な連絡のつく選挙制度をどういうふうに立てたらいいかということにつきましては、いろいろな点から十分な検討をしていかなければならぬと思ひます。現在、選挙制度調査会にこの問題を含めて諮問をいたしておりますが、まだ成案を得てない状態であります。私は十分に一つ慎重に検討いたしまして、この参議院の選挙制度につきましても、相当根本的にいろいろ検討し、適当な案を立ていく必要があると、かよううに考へております。

いと存じます

ございますが、これまた、御意見にも

につきましてお伺いする
事です。

（岸信介君）衆議院の選挙
としては、御指摘になりま
すが、中選挙区の現行でいいか
問題に關しましては、私は
ましては、二大政党とい
て、両党ともこれを發
くためには、ぜひとも小
るべきものであるとい
うべきものであります。信
來から持っております信
す。ただこの小選挙区制
ましては、御指摘になり
ます。たゞこの別表のい
いわゆる別表について
いまして、この別表のい
して、いわゆるグリマン
莘区制度に基いて最も公
を、公正なる第三者がこ
して、そうして小選挙区
ることを心から望んでお
ります。すでに御承知の通
制度調査会の答申したも
す。しかし、當時とは、
の他におきまして移動も
、十分にそういう点も検
て、できるだけ早い時期
得て提案をいたしたいと
ますが、それまでに、今申
な公正な立場において、
敵者によって根本的に檢
て、そうしてこの問題の
いと、かように考えてお

ございますが、これまた、御意見にもありましたように、両院制度の本質も考へなきやなりませんし、現在行われておる全国区という制度についての欠陥もすいぶん指摘されております。しかし、これにかわるにどういう案がいいか、また、参議院の衆議院と違つてゐる両院制度の本質を十分に特徴を發揮しつつ、そして選舉民との間における十分な連絡のつく選挙制度をどういうふうに立てたらいいかということにつきましては、いろいろな点から十分な検討をしていかなければならぬと思ひます。現在、選挙制度調査会にこの問題を含めて諮問をいたしておりますが、まだ成案を得てない状態であります。私は十分に一つ慎重に検討いたしまして、この参議院の選挙制度につきましても、相当根本的にいろいろ検討し、適当な案を立てていく必要があると、かよううに考へております。

らといいましても、必要でありますし、また必要な期間をこえて特に長くしておおくと、いうことは、むしろ選舉運動の本質から申しましても望ましいことではありません。どの辺にするかということをいろいろ検討いたしましたが、私どもは二十日が適当であるという結論を得たわけあります。一部には、これが何か効利策略の結果、そういうふうに定められたのじゃないかと、いう疑いをもつての御議論もございませんが、私どもは全然そうは考えておりません。しかし、もちろん期間が短くなるということは、理論的には一応私は、新人として新たに立つという人は不利じゃないかという御懸念もごもつともだと思います。しかし、現在の政党の発達した何から申しますといふと、ほとんど実情は、新人といえどもいすれかの政党に属して選挙に立つというのが普通の状態になつております。また、そういう意味において、すでに政党そのものが主張なり政策なりといふものを十分に国民にあらかじめ徹底せしめるようなことにもなつておりますので、特にこれが新人に対して不利であり、新人の立候補を困難ならしめるというふうな結果にはなりません。全くこれがそういう何か特殊な意図から出たのではなくして、交通、通信の発達、二大政党の発達、運動方法の変化等に基いて、最も実情

に適した適当な期間としてこれを制定しようというわけであります。
○松澤兼人君 公職選挙法に関するお伺いをいたいのであります。今回の公職選挙法の改正法案は、これは從来と違いまして、政府提案で出てきているわけでありまして、内閣としましては、この改正案の成立の時期ということについては、相思うのあります。特に解散必至といふようななただいまでありますので、その成立する時期ということが、いつが適當であるか、いつを希望するかといふことに対する總理自身としてのお考えがあると思うのであります。この点について、まず第一にお伺いしたいと思います。
○國務大臣(岸信介君) もちろん政府が提案をいたしておりまして、これが提案も、いろいろな事情で多少おくれました關係上、両院の十分なる御審議をいただかなければならぬ大事な法案でございますから、私ども政府としては、一日も早く成立を望んでおりましたが、しかし十分な御審議を願つた上で、これの成立をぜひとも期待いたしたいのです。今何日までにこれを通していただきたいというようなことを具体的に考えているわけじゃありません。気持から申しますと、いうと、一日も早く、一つ成立させていただきたい、かように考えております。

幹部の懇談会におきましても、やはりこれが出来まして、二十一日には成立させてくれ、こういう強い要望があつたことは必ずしも内閣の意思でないというふうに承わつてゐるのです。これは必ずしも内閣の意思でないということを了解してよろしくうございますか。

○國務大臣(岸信介君) この御審議につきましては、今申しましたような私は、内閣としては気持を持っておりますが、さらに具体的にどういうふうに審議し、どういうふうにこれを上げておきまいかということは、国会対策なり、あるいは本委員会の理事会その他において御審議願いまして願っていただきたいと、かように考えております。

○松澤兼人君 予算の審議の過程において、予算是三月の三十一日ほどの成立する、そうするとあとは予算に關係する重要法律案といふものをぜひ上げなければ解散には追い込めないのだといふことは、繰り返し總理がおつしやつていらしてたと思うのですが、現在上るのは上りましたし、残っているものもすいぶんたくさんある。で、この際、解散が真近いといふこの時期におきまして、政府として何を一体重要法律案として上げたいとも考へになつておるか、万やむを得ない場合には残るものもあるかもしけない、しかし、これだけは公約の手前もあるし、あるいは選舉に臨む自民党の立場もあるし、あるいは、まだは政府独自の立場から、國民經濟の発展なりあるいは經濟の自立なりという点から、これだけはぜひとも解散前に上げたいという法律案は、おのずから序列があつて、すでに強力に推進しておられるかと考へるのであります。この

○國務大臣(岸信介君) 特に私はまだ、いろいろとこの解散の時期等につきまして、いろいろと御議論や御意見等もござりますようあります。私自身として、いつ解散するということを注意いたしておるわけではございません。ただ、世論なり、いろいろな議論が、そういうことが従来よりも一歩強力になっておるという実情でござりますから、政府としては、実はできるだけ早く政府が提案いたしております。案件が成立するようにということを願つて、努力いたしておるわけであります。しかし、実際の御審議の事情から申しまして、あるいは会期一ぱいかつても成立がむずかしい、これは從来の例から見ましても、むずかしいものございますし、あるいは会期一ぱいどうしてもかかるだらうというといふような見通しのものもできますし、あるいは今月一ぱいには成立するであろうというような審議の御進行のものもあるようあります。これらにつきましては、政府また与党並びに議連等におきまして、十分一つ個々にお話を申し上げて、御審議の促進の御協力を願つておるわけであります。今、私は、ここに政府が今出している案件の序列をつけて、どれとどれとにについてはいつまで、どれどれとについてはどうだというふうなことを具体的に申し上げるまでの資料も持つておりますし、考えも実は持つておらないのであります。いまして、申しましたような意味におきまして、予算に關係しておる法案においてまだ成立を見てないが、しかしながら、予算を施行するためにはぜひ成立させなければならぬという案件もござります。

ざいますし、また、すでに御審議を願っております案件であつて、政府提出のもの、たとえばこの選挙法のごとく、きわめて重要なと考えておるものにつきましては、御審議を促進するよう、一そう政府としても努力をいたし、皆様の御審議促進に一つお願ひを申し上げておるわけでござります。ただ、どれとどれとをどうするのだと今御質問でありますから、そういうことについて具体的に申し上げるだけの考え方を持っておりません。

○松澤兼人君 提案いたしておりますものが、全部適當の機会に成立するということは、これは何よりけつこうなことであります。しかし、なかなか相手のあることではありますから、そう間違はおろさないということも考えてみなければなりません。世論に聞いて、近く解散という事態が起るということが必要であるとすれば、やはり政府といたしましても、この際、愛知官房長官なり、適當な方々から、これだけはぜひお願いしたいということは、一言ございざつがあつてしかるべきだと思うのであります。そういう手続をおとりになるお考えがありますか、それをも、そういうことを抜きにして、もう国会審議にまかせるのだということです。

○國務大臣(岸信介君) 国会審議におまかせしないと言つたって、おまかせをする以外に道がないのです。しかし政府としてもぜひ成立させたいというような案件につきましては、それぞぞの御審議の促進方にいて、これを促進するようにする、あらゆる努力をいたすつもりであります。ただ、今お話をのように、官房長官が何か

から、あいさつ申し上げて、これとこれとはぜひ通すのだと、その他はまあやむを得ぬというふうには、なかなか政府の立場から申します」と、そういうあきらめることとは、これはなかなかむずかしいことでありまして、今、御審議の相手のあることであらうからといふには、なかなか政務の立場から申します」と、そのままからして、必要なものにつきましては、わざわざもうんと努力いたしております。われわれも十分承知いたしてしまして、必要なものにつきましては、さらには御審議を促進願いたい。

○松澤兼人君 もし、これは国会審議にゆだねて、これとこれとはお願いするという選択的なリストをお出しにならなければ、われわれとしましては、

五月十八日まで会期はあるものとして審議するということになる。ここはやはり話し合いでありますと、総理がもう解散の決意をしておられるということであれば、大がい見当をつけて、いつごろまでに重要法案は上げてもらいたいということをおつしやつた方が、決意を早める方からいっても適当じやないかと思うのですが、そういうことは全然考えられません。

○国務大臣(岸信介君) これ、なかなか微妙な問題でございまして、松澤委員のお心持も私にわからないわけでもありませんし、また、私がこう申し上げている気持もわからないわけじやないと思うのです。私も今ほんとうに解散するということを決意しているわけじやございませんが、しかし、先ほど申し上げているように、最近の情勢といふものは、そういうことが非常に濃厚になっているというこの事実は、政治家として無視することはできないのだと、おそらく皆様も、從来の一月解散のときは違つて、いろいろ御心配

ように、どちらがイニシアチブを取るとか何とかいう問題は、もし具体的のこの案件において両者が争つて、これが決せないで国民に信を問うということあります」ということあります。

うなことあります」というと、そういうことが言えるかと思いますが、今回何につきましては、そういうことは私考へてもおりませんし、今申したような心組みでおるわけあります。

○松澤兼人君 一部には社会党が不信任案を出す、まあ数の関係で衆議院では否決になる。しかし否決を持っていかない前に、兩党が十分に政策の異なるところを論議して、そこで解散といふことがありますか。そういうことに全くこだわらないことがありますか。きつかけではないかという話もあるのです。これにつきましては、どういうお考へでございま

すか。そういうことに全くこだわらないことが一番適当なきつかけではないかという話もあるのです。これにつきましては、どういうお考へでございま

すか。そういうことに全くこだわらないことがありますか。きつかけではないかといふことがありますか。それから、選

○國務大臣(岸信介君) 解散の何といいますか、きつかけというか、あるいは解散の方法と申しますかということを考えであります。

○國務大臣(岸信介君) 解散の何といいますか、きつかけというか、あるいは解散の方法と申しますかということを考えであります。

○國務大臣(岸信介君) 解散の何といいますか、きつかけというか、あるいは解散の方法と申しますかということを考えであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適当でなかろうかと、かように思つてしましても明確になりません。しかしこれが、この時期に解散すべきである世論が、この時期に解散すべきであるつもりであります。先ほど大沢委員の方から、小選挙区及び参議院の全国区の問題についてお語がありました。これは一つの見解だと思いますが、いかつも適當でなかろうかと、かように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

○國務大臣(岸信介君) それでは解散の時期につきましては、何度縦理にお尋ねいたしましたが、いかつも適當でなかろうかと、かのように思つてしまつてもこれを多数をもつて通つたりであります。

利権誘導なことを発言されるということは、そもそも公明選挙というものが足元からくずれておると、こう言わざるを得ないのであります。もちろん、岸総理はそういうことを御存じないと思ひますけれども、しかし、こういうことがもしからこちらでいわれておるとするならば、これは大へんなことです。そういうことに対してはならないとに閣僚相戒めて、かりにもそういう利権的な言辞を弄して選挙を有利にするということです。そういうことをしてはならないと申し合せをなさるべきではないかと、うござりますが、いかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 汚職政治を正

常なものにする根本は、私はやはり公明選挙を徹底するということが一番大事なことであると思います。公明選挙ということは、言うまでもなく、金品をもって買収するというようなことが許されないことは言うを待ちませんが、今お話しのような利権の誘導によって投票なりあるいは特定の候補者に対する支持を求めるというようなことは、公明選挙の精神に反するものであることは言う待ちません。従いまして、私、今具体的の事実については、閣僚その他におきましては、言動を慎むべきものであると思います。御意見につきましては、全然私同感であります。

○松澤兼人君 最後に申し上げますが、名前を言った方が御都合がいいと思ひます。河野企画庁長官でございますが、経済基盤強化基金というものは、河野長官の手元にあると思うのであります。それが、港湾のあるところに行きましたして、そうしてわれわれを持してくれたら、またその二百二十一億をくずして一つ援助を与えてやるなどというようなことは、全くこれは利権によつて投票をつるということがあります。まことに御存じないかと思ひますけれども、しかし、こういうことだとあちらこちらでいわれておるとするならば、これは大へんなことです。そういうことに対してはならないと申し合せをなさるべきではないかと、うござりますが、いかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 汚職政治を正

うござりますが、私はやはり公明選挙をやりましたが、二月一日に予がもし現在の内閣で行われているとすならば、これは公明選挙も何もあるなら、これは力と金を持っている者が勝つにきまっています。正しい主張なんというものは決して勝てない。ですから、私はつきりと閣議でもつて、申しあげをなさるべきではないかと、うござりますが、いかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 汚職政治を正

うござりますが、私はやはり公明選挙を徹底するということが一番大事なことであると思います。公明選挙ということは、言うまでもなく、金品をもって買収するというようなことが許されないことは言うを待ちませんが、今お話しのような利権の誘導によって投票なりあるいは特定の候補者に対する支持を求めるというようなことは、公明選挙の精神に反するものであることは言う待ちません。従いまして、私、今具体的の事実については、閣僚その他におきましては、言動を慎むべきものであると思います。御意見につきましては、全然私同感であります。

○中田吉雄君 私はまず、松澤委員との方でも十分鮮明をいたしますが、閣僚が応援演説その他の場合におきましては、利権誘導のごとき言辞をすることは厳に戒めることを申し合せることに付きましては、私同感でござりますか

うござりますが、私はまだ不信任案は、中田委員は出すことは既定の事実であるといふ話であります。しかし、今日の事情として傾聴すべきものがありますが、私はそういう先例を作るのに適当な状況にはあります。ただ、一休今回の何につきましては、国会におきましては、実は私、一月の解散ということの論議もございませんでしたが、その際に野党である社会党の解散決議案といふものも上程をされました。私はそのうえ所信を明らかにして、今の経済状態の不安定な時期において、予算案初め重要な案件を成立せしめることの方がより重大な政府の責務と思うがゆえます。

○中田吉雄君 私はまあそういう基本的な解散に対する考え方を持っているのですが、岸総理の聰明さにあわせて決断を求めておく次第であります。次に、わが党が近く不信任案を提出いたしますことは既定の方針ですが、それをどういうふうに受け立たれるか。政府は野党の発言を封殺するためには、不信任案を上程させずに解散をさるじゃないか、従つて、不信任案の提出の時期が解散の時期をきめる一つ

秋の適当な時期にするのが適当であるうといふような、これが常識ではないかということも、私は非公式にも、また新聞記者会見においても述べておつたのであります。しかし、これは国民が申しておられたのであります。しかし、最近告し、五月二十五日にやるイタリアの選挙は、三月十六日すでに予告して、國民に公正な判断を与える心がまえの準備を求めているわけであります。私は、今からでもおそらくから、勇断をもつて総理とされははつきりと見れば不純な動き——われわれから見れば不純な動き——だ。どこまでも公明な戦いをするのだとうことを申し合せて、厳にこれを閣僚全部の方々に申し渡していただきたいと思うのです。

○國務大臣(岸信介君) 中田委員のお考えは、予算委員会におきましても同様の御趣旨の御意見を承わりました。私はそういうことも一つのお考えとして大いに傾聴すべきお考えであると思います。ただ、一休今回の何につきましては、国会におきましては、実に、だれもが考えておった常識、この国会を終って、秋に解散され、そうして國民の総選挙によって政党あるいは個人に対する信任を問うということがあって、利権誘導のごとき言辭をとつて、野党である社会党の解散決議案といふものも上程をされました。私はそのうえ所信を明らかにして、今の経済状態の不安定な時期において、予算案初め重要な案件を成立せしめることの方がより重大な政府の責務と思うがゆえます。

○中田吉雄君 私はまあそういう基本的な解散に対する考え方を持っているのですが、岸総理の聰明さにあわせて決断を求めておく次第であります。次に、わが党が近く不信任案を提出いたしますことは既定の方針ですが、それをどういうふうに受け立たれるか。政府は野党の発言を封殺するためには、不信任案を上程させずに解散をさるじゃないか、従つて、不信任案の提出の時期が解散の時期をきめる一つのきっかけになるじゃないかと言われておりますが、私はやはり与野党がはつきり態度を国会を通じて國民に宣明し、そうして三年間経過いたしました現状を、國民はどの党に國民主権をまかせるかという判断の機会を与える意味においても、私はやはりそういう態度をとらるべきではないかと思いますが、わが党の不信任案に対する受け方について御所信を承りたいわけであります。

期いからにによりましては、その前に解散ということが行われるかもしません。これは具体的にそういうことが現実の問題となつた上で、最後の決心をきめるべき問題であろうと思います。

○中田吉雄君　選挙運動期間の短縮の問題、いろいろ議論されていましたが、私はもう選挙が始まろうとしている、土俵で仕切りがなされておるときに、そのワクを縮めるということが多いかどうか。今回は大体予測されていますから、新人等には問題ないとと思うのですが、吉田総理のような乱暴な抜き打ち解散を、心がまえができるないようなときにやられる場合、少くとも運動期間というものは、あらゆる場合を予測して決定すべきだと思いますが、私はその一点でも、今回のような場合、はあるいは間に合うかもしれません。しかし、ばかやろう解散といふようないいのではなく、この一点で、私はもう相手の仕切りが始まっているのに、それを狭くするということは、今回は別としない。抜き打ちにやられるようなあらゆる不測の場合をも考慮して、やはり土俵の仕切りといふものはきめるべきではないか。この一点で、私はもう相手の仕切りが始まっているのに、それを持つのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(岸信介君)　この二十五日を五日間、まず根本的な問題といたしまして、五日間決めることが、果して世間で一般に憂えられておるよう、心配されておるよう、新人の出ること非常に困難ならしめるものであるかどうかという問題につきましては、私は現実の問題、理論的にはとにかく、五日間だけ——現在議席を持つておる人からいえば、すでにそういうネー

ム・バリューが通つておる。しかし、新人として全然無名な人であるとするならば、五日間でも、それは理論的に確かに二十日間よりも二十五日にしておけば、五日間だけ運動の期間があり、周知せしめる期間があるのだといふことが言えますけれども、最近の選挙の実情から見ますというと、もちろん無所属の人も、これをとめるというか、あるいはこれを抑圧するという考え方ではございませんけれども、選挙の実情からいうと、二大政党によつて、いずれかの党に属して公認を受けなければ、実質上有利な選挙が行わないと受けければ、それが新人であろうと、あるいは從来からの旧人であろうと、国民に信頼を受けておる政党の公認候補者としての意義が出てくると、こういふような事情から申しましても、この五日間短縮することによって、非常に新人の何を困難ならしめるということは、一般に憂えられておるようになります、理論的の問題であつて、事実問題としてはそう御心配は要らないのじゃないかというのが私どもの考え方でございます。今まで選挙がある程度始まっているじゃないか、その仕切りがやられているときに、そのときに士俵を狭めるとかいうことは、はなはだ不適当じやないじやないかという御議論でございますが、この点は、実は今回の選挙は、昨年來大いに野党の方から早く解散しろ、しろという強い声がございましたために、なかなか、そういう選挙があるだろう、秋にあるようないろいろな想像のもとに、あるいは事前運動があまり盛ん過ぎるの

じゃないかという非難すらあちこちにあります。あるように、相当現職の人といえども、新人といえども、いろいろな意味において、選挙区には周知方を相当長い間努めておるのでありますて、今回これをやりましたために、何か非常なアン・フェアーなことが事実上起ると、いうことは、私はないというふうに思うのであります。

○中田吉雄君 参議院の全国区の問題ですが、大沢、松澤両議員に対する答弁では、広く御検討されるということですが、もう選挙は来年に迫っているのですが、来春は全国区は現行選挙法でやられるものと理解していいように思いますが、いかがでしよう。

○国務大臣(岩信介君) これは御承知の通り、選挙制度調査会に諮問いたしましたが、昨年の秋でございましたが、参議院の選挙区の問題も含めて全面的に検討を願っております。まだ審議中でござりますので、結論を得ませんが、今日、何とも申し上げかねますが、率いに、政府としても、なるほど適当な案だと思うような答申案が出てき、その時期が早い時期でありますならば、まだ特別国会もござりますが、率いに、政局としても、なるほど適当な案だと思うことを私は申し上げておるわけじゃございませんで、この問題は非常に大事な問題でござりますから、今の審議会の議を経て適当に善処したい、かように考えております。

○中田吉雄君 この今回の選挙法の改正は、二つの点で、極端な表現をしますと、党利党略に基づく改正案である。

二十五日を「十日にする」というのは、何といっても二百九十名おられる自由民主党に有利であります。第二番目には、これは非常に問題ですが、町村合併等で飛び地ができたということに名をかり、地方選挙の小選挙区制を、一区一人制がたくさん実現するという二つの点が中心ですが、これは非常に重要な問題を含んでおるが、その前に私は、実際今回やらねばならなかつた問題は、選挙区定数の不均衡是正、現行選挙区の定数は昭和二十一年にできたのですが、たとえば東京等はその際に三百九十七万の人口のときに二十七名になつて、今は八百六十万くらいになつて、ほとんど二十名近くもふやさねばならぬのに、これはある意味でいえば、國民主権が地域的に、はなはだしく制限されているという面で、私はこの点こそ、一票々々を重要視すると、いう民主主義の立場からいふと、非常に大切なものです、これこそ優先されるべきではかつたかと思うのですが、大体こういうところを改正すると、社会党がよけいふえるというようなことで、見送られたものと理解してもいいと思うのですが、いかがですか。

方が困難だというと、候補者をよけ立たなければならぬわれわれの方にう。それにしたらいかという、国民党が、選舉民が迷うので、むしろ數の少い政党の方が有利じゃないかと私は思う。その意味からいえば、いいのじゃないか。そういう意味において、決してこれが党利党略の意味を持たないと、いうことをまず申し上げておきます。

それから定数の問題についての御意見でありますて、なるほどこの人口の移動が激しく、ことに今の定員数が作られた当時の戦後の事情と、人口の移動が非常に差がでてきておりまして、そのため、今、中田委員のおあげになりましたような理論上の不都合が生じておることは、私も明白に認めます。しかし、それを、ただ人口を基準として考えてみまするというと、中選挙区制というものが三人ないし五人の区でできておりますが、この区制そのものを動かさずしてやるということになると、一つの区で六人とか七人出さなければならない、一つの区では一人でいいのだ、こういうふうなところが私は出てくると思う。人口の移動がそういうふうになつておる。従いまして、中選挙区制そのものの根本をいじらずして、ただ定数だけによるところの改正ということは、今の選挙制度の根本に触れて、はなはだ適当でない結果を生ずると思いますので、これははらかし、そなだからといって、現状の非常に不均衡の状況をそのまま放置

ておいていいとは私は思ひません。従いまして、先ほど申しました小選挙区の制度その他と十分にあわせて、根本的に検討いたしまして、その不都合を是正するよう適当な案を作つて参りたい、かように考えております。

は、今回も地方税、国税ともワクを抵
大いたしましたが、それは結局ある意味では、結果としては、意図はどうで
あるうと、リベートのようなことにな
る、これは十分将来検討されるべき問
題ではないかと思いますが、いかかで

質問申し上げたいと思いますが、衆議院におきまして、社会党が今回の選挙法の改正に対しまする改正案を用意し、衆議院において審議されたのでありまするが、そのうちの特に後援団体の寄付、これを禁止する問題につきま

申し上げたいことは、やはり、私どもの出ししております修正案、こういったようなものについて、一つもう少し詳しく述べて、御賛成を願いたいと思うのです。率直に御賛成を願いたいと思うのです。総理大臣の御答弁が、そういう将

が、この問題についても、つとに二十
四国会で社会党の方から実は改正案が
出されておるので。今日に至るもこ
れが継続審査というようなことでずっと
と引き継がれてきておるようであつま
すけれども、この問題等も、今、中田

○國務大臣(郡祐一君) 飛び地の郡を選挙区にいたしましても、同時に現在の一人区を地勢の状況で合区するものが出て参ります。ですから、現在一千余り選挙区がありますが、約三百区は一人区でございます。これらが多分に整理されて参ります。従いまして、一人区が必ずしもふえるというふうには考えられません。

すか、その点をお尋ねいたします。
○國務大臣(岸信介君) 政治資金規
正、いわゆる政治献金が、寄付金ので
きないようなどころをどういう範囲に
置くかということは、十分に検討を要
する問題の一つであると思います。言
うまでもなく、國のいろいろの法律で
あるとかあるいは制度その他において
て、直接、間接いろいろの利益を受け
ることの、いわば國民全体が受け
ることでありまして、その中でどう

して、総理の衆議院における審議の過程における御答弁によりまするというと、何か反対であるかのような御答弁がなされておるのでですが、今日衆議院から参議院の方にこれが修正で満過して参つておるわけなんですが、これに対する総理のお考え方を私特に承わつておきたいと思うのです。

○國務大臣(岸信介君) 私の衆議院で答弁をいたしました気持は、これ自身については私は異存がない、むしろ禁

来の問題として研究したいというようなことを言われておりながら、修正されると、今度は、実は私も賛成だったのだというような御答弁は、これはそのとき自体の立場に立てば非常にそつとのない御答弁かもしれないけれども、あまりにも總理としては、私は若干は軽々な御答弁じゃないかと思うのです。ことに、後援団体等の寄付行為が非常に事前運動とまぎらわしい形で横行しております際でありますだけ

委員が御指摘になられたように、いろいろ問題を考えれば問題は非常に多いと思うのです。また、広範な範囲にわたって検討しなければならぬ問題があると思う。そういう問題をあれこれ考えて、何もやらないよりは、私ども問題がないと思われる、いわゆる政府の補助金なりあるいは交付金なり、そういったような財政援助を受けておる団体からの寄付というものは、これはもう私は明らかに何人も禁止をして差し

○委員長(小林武治君) 速記を始めで、
○中田吉雄君 これは地方議員が一区
で一人制でいいかどうかということ
は、基本的にこれはその議員のボス化
あるいは県会に陳情したり、県政に
意見を反映したりするのに、党が違え
ば、よその区に頼みに行かなければなら
ないということがあつて、これはな
かなか重要な問題でありますので、ま
た、あとでやることにいたしまして、
最後に岸総理に一つだけ。

いうところに繋がりくことが最も要であるかという問題でござります。今お話しの通り、私はできるだけ一方において公明選挙を実行しなければならぬということを申しておりますし、また、選舉資金がなるべく要らないよう選挙をしなければならない選挙制度にしなければならないということを考えております。同時に、やはり政党が政党活動をする上において相当の資金を要すること、また、選挙において選挙資金を要するという現実も無視できませんのでござります。それらの点を十分勘案いたしまして、弊害の著しく生ずるというようなものに対しても、公明選挙の見地から適当な制約を加えていくということが当然のことでありますから、今お話しになりましたようなことは、将来において研究すべき題目の一つである、かように考えておりまます。

○久保等君 私も簡単に一、二だけ御

申したつもりであります。ただ、こういう問題について後援会だけ、この規定だけで十分にその目的を達せられるかどうかということについては研究の余地があると思うが、その御趣旨については私は異議がない、むしろ賛成をいたしておりますというのを申し上げたつもりでござります。また、そういう考え方で今もおります。

○久保等君 あげ足をとるようなことを申し上げるわけじゃないのですが、たゞ、御答弁を速記録で拝見しますと、一つの将来の問題として研究をすることにしたいというう御答弁だったのですが、これが總理のそういう御答弁にもかかわらず、直後に衆議院で修正ということをこちらに参つておるわけです。もちろん、私どもかねがね主張しておりますことでありますから、この問題そのものについては何ら異存はないのです。ただ、總理に

に、私はやはり公明選挙という立場から、こういった問題については早急に手を打たなければならない、むしろ國民一般が切望しておる問題ではないかと実は思つておるのであります。そういう点で、今回この点については、衆議院で、賢明な自民黨の諸君が受け入れられて修正をせられているわけでありますが、私もその点で何ら異論を差しはさむものでないのですが、ただ野党提案であるがゆえに總理は非常に慎重的な、むしろ将来の問題として研究したいというような答弁をせられたと思うのですが、私はこの点について率直に總理からお答えいただきたかったと思うのです。もちろん、ただいま總理から賛成である、異存がないという御答弁でありますから、それ以上申し上げたいとは存じません。

つかえない問題じゃないか、眞正をして妥当な問題じゃないかという考え方を持つておるわけです。この問題については、すでに今国会で五国会にわたくて継続審査になつておる問題なんですが、いろいろ公明選挙であるとか、あるいはまた汚職の追放であるとか言われましても、総理がよく言われる政治の道を正すという考え方から参ります場合には、私はやはり万難を排して公明選挙を強力に推し進めなければならぬのじゃないか。その場合には、あれもこれも考えながら何もやらないということでは、いかに口に公明選挙を唱えたり、あるいはまた汚職の追放だと言つてみても、私はこれは百年河清を待つものだと思う。特に私どもが提案をいたしております政治資金規正法の一部改正の問題、これについて給理は一体どうお考えになつておりますか。

○久保等君 私も簡単に一、二だけ御
ます。

るから、この問題そのものについては何ら異存はないのです。ただ、総理に

委員の問題に付随しますけれども
政治資金規正法の改正の問題なんです

○國務大臣(岸信介君) 実は反対党の
りりますか。

提案に対する心配をもつたが、注意をしてないというおしゃりであります。しかし、後援会の問題は、いささか説明しますが、実は当時の提案のうちになかった事項でござります。趣旨は私は賛成であるが、政府の提案がなかったものですから、大へんあります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の規正の問題につきましては、これは根本的に公明選挙、政治の净化の根本を正す意味から申しまして、私は十分にこれを検討すべきものであります。ただ、先ほどの大沢委員の御質問に対する總理の御答弁でちょっと気にかかる点がありますのでお尋ねをしておきたいと思いますが、承わっておりますと、できる限り

いたいと思いますが、大沢委員の小選区制の問題に対する賛成論に対して、だいぶ調子を合わせられたような御答弁なんですねが、承わっておりますと、できる限り早い機会に私は提案をしたいというよう

に実はこの表現そのものは、あるいはいろいろなことを考へて、何もしないといふ結論になろうというわけではもちろんございません。政治資金の問題につきまして、国から特別の何か恩典を受けているような団体等の問題につきましては、十分考慮しなければならぬ問題があると私も思います。同時にこの保守党、われわれの方の党内におきましても、政治資金の問題について、労働組合等の資金の問題についても何か問題があると私も思います。同時にこの議論も実はあるのであります。これらの問題を全部やはり十分に検討して、これに規正すべきものであるという議論も立場々々といふことでなしに、ただ立場々々といふことでなしに、十分問題についてはできるだけ、同じ選挙についての何でありますから、

して事を進めたいという考え方などの問題を全部やはり十分に検討して、今日、両党間における話し合いをしていく、そして適切な案を、結論を得るよう努力して参りたいと、私は実は考

えております。この問題が重大な問題であり、重要な問題であるということは重々何をしておりますが、いろいろな問題がござりますので、その点に関しては、両党においてもう少し話し合

ます。

○久保等君 時間がありませんか

先ほど大沢委員の御質問に対する總理の御答弁でちょっと気にかかる点がありますのでお尋ねをしておきたいと思いましておられない。言いなれば、小選挙区制の問題についてはどうもあまり

あるいは幹事長という方々は残念ながら、どうもいわばあまりいい実績を残しておられない。小選挙区制という問題についてはどうもあまり

あります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の規正の問題につきましては、これは根本的に公明選挙、政治の净化の根本を正す意味から申しまして、私は十分にこれを検討すべきものであります。ただ、先

ほどの大沢委員の小選区制の問題に対する賛成論に対して、だいぶ調子を合わせられたような御答弁なんですねが、承わっておりますと、できる限り早い機会に私は提案をしたいといふ

うな御答弁があつたのですが、非常に

総理の真意に反して誤解を生むかも

ります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

はけつこうだと思います。また、今政治資金の問題についても、單に抽象的であります。幸い両党の修正がなったこと

規定される以前の問題であつて、民衆の意思といふものを無視して解散はできないということについて、先ほどからのお話の答弁は、いよいよ解散の時期は迫っていると、こういうことを認めたのであります。そこで問題になるのは、いよいよ解散が近づいているんだあると、当然なことだと私も拝聴していたわけです。そこで問題になるのは、いよいよ解散が近づいているんだあると、こういうことになれば、少くともこの段階でできるだけうまくやるということが必要だと私は思うのです、俗を遺す葉ですが、一番今問題になつておるのは、衆議院で委員会も成立しないほど、議士諸君が國へ帰つて、代議士諸君が國へ帰つて、これはあれこれ議論されますけれども、代議士諸君の心中を推しはかるときに、これもまたやむを得ない、権力をもつてどうにもならぬ問題であろうと思うわけです。参議院におきましても連鎖反応を起しまして、若干そういう傾向が見られるのです。そこで私は思うのですが、先ほど中田委員も指摘されましたように、この際、岸首相自身が解散の日取りを予告することが過當であると思わないならば、むしろ進んで別な意味で党首会談等を求められて、重要な件を上げることをかたく党首間において誓約し、また一方、現在問題となつておりまする重要な外交問題、たとえば日中貿易の問題につきまして、私ども社会党は官房長官の発言を取り消せないのでありまするが、好ましいことあります。私はここで、これがいいか悪いかということを議論はいたしまして、事他の国に対してもの態度において、二大政党であるとはいながら、

とにかく野党であるとはいひながら、全く反したこういうことが行われると、いうことは、日本のためになるとべからざるところであるということについても、これは心ある者は私は心配していると思うのです。で、こういふような問題をもひくるめて、事外交の問題等については、与野党で得る限り一致した態度をもつて國力の伸展を期すべきでありますから、これらの問題をひくるめて、この際、党首会談というような方法を持ち、解散の日時を決定し、必要な重要法案を通して対して、野党にある意味では責任を持たせ、そうしてここは気持よく解散に持っていく、こういう前例を残す絶好のチャンスのように思うのですが、そういうふうな構想等はございませんか。

○相馬助治君 岸首相のもとにおりて、今回のこの公職選舉法の一部改正がここで行われようとしておりますが、残念なことに、いつでも選舉法の改正というものがそのことの直前にならなむ式に行われるような傾向があると思うのです。で、事實がただそういうだけの話で、慎重に覚の中において、あるいは政府部内において研究するのだが、いつでもそういうふうな結果的になつてはいるのにすぎない、こういう答弁もあり得ると思うのですけれども、参議院の選舉の直前に参議院の日数を減らし、今度はまた解散がはつきりしている、このときになつて選舉の運動期間を短縮する、短縮するという理由は、はつきり提案の理由にも説明しているようにわかりますけれども、新聞その他が報じておりまするようには、天下一般の受け取り方はどうかといたり、現議員優先のための勝手な改正である、こういうふうに伝えられておる。これは民主政治家であり、たらんとする岸首相のためにも、こういう論はおもしろくないことだと私は考えるわけです。そこでまた新聞等が伝えるところによりまするといふと、現に今度の選舉は社会党と争うといふとともに一つにはあるけれども、覚の中にいて、いわゆる岸体制の確立を期さなければならぬという目的もあると、こう伝えられておる。私は議論するのではなくて、当然あなた自身としても願わしいことであつて、そのくらい自信を持たなければこれはならぬ

いのであるから、結果的にはそうであらうと思うのであります。

そこで、私がお尋ねしたいことは、解散を今度はやつて、それから岸体制を確立してから、別表の問題も、それから参議院の全園区の問題も、小選挙区の問題も、全部ひつくるめて選挙法改正の抜本的改正を私はやるべきではないかと、こういうふうに考へるのであります。社会党の中にもいろいろな議論があるということは、あなた自身もお示しななつたが、私はこれはここで党人として責任ある発言というわけではないけれども、現在の自民党の中の派閥解消、あまり大きな声で申し上げたくないが、わが党の中における派閥解消、これらは小選挙区をやらなければ解決はつかぬのではないか、こういうふうに率直に考えておるのである。そこでこういうものから、ああいうものから、それから政治資金の規正から、事前運動の規正からひっくるめて、あなたの手元において選挙法の改正をするとするならば、これはがつちりした内閣でなければ絶対にできない、選挙法改正などをいうものは、そこで、私はむしろこの際、拙速主義はとるべきでないが、ゆえに、これは無理な相談かもしれないが、この改正を引つ込めて、衆議院を確立して、そして抜本的なりっぱな公職選挙法というものを考えたらどうかと、こう思うのですが、岸首相はどうお考えですか。

討をし、りっぱな案を得て、これを提案をいたしたいという考え方を持つております。しかし、今回の改正は、そういう根本的なものに触れているのではなくして、いわば選挙法中の、比較的われわれができるだけ早く改正しなければならぬ県議員の、市町村の合併等から生じておる混亂をどういうふうに解決するか、あるいは参議院の選挙法のこの改正の際に期間の短縮が行われて、衆議院の問題もそのとき議論がありましたけれども、このままにしておいたというふうな沿革もある、比較的事情も、制定当時の事情と変つておる、期間の短縮というふうな、いわば経験や、あるいはいろんな変化から、当然変えておく必要のある問題だけを取り上げてやっておるわけであります。根本的な問題につきましては今、相馬委員のお話のようく、幸いにわが党が選挙におきまして勝利を得、また国会の御指名を得まして首班となり得た場合におきましては、かねての私の持論であり、信念である選挙法の根本の問題につきましても、十分な慎重な態度をもって研究した上で御提案をいたしたいと思います。

る。名前まで言うてもいいのですが、それはちょっと遠慮します。そこで、その一派が激励して、幹部がいわく、皇太子陛下の御慶事があることは既定の事実であると、従つて前の例でもあるよう、さまでこの選舉違反といふような問題については心配するまでもない、物事をやるときにはそのぐらい特攻精神でやらなければだめなんだといううきには万事引き受けた、こういうことを言うときにはそのぐらいを聞く者をしてあきれ返させて、これを聞かれてはいるという問題が事実あるわけですね。私どもは政党の立場を離れて、私は自民党のある諸君ともこのことを心痛して話し合つたのであります。

そこで私のこの際、本委員会を通じて、皇太子陛下の御慶事といふものが困連を持たせるべきものは私はなあかないかは別として、かりにあるとしたましても、これはまことに喜ぶべきことであつて、このよき御慶解を参考までに承わっておきたいと、かように存じます。

○国務大臣(岸信介君) 事前運動、この悪質な事前運動を取り締らなきやいかぬ、これがずいぶん全国に、各方面において行われるというような御意見なり情報等につきまして、私も実は大へん苦々しい事態であると考えております。これは世論がとにかく、いろいろな状況になってきますと、まあ選舉に關係のある立候補しようという人が、立つてもすわつております。これは世論がとにかく、でもいられないような気持でやることも、そういう事前運動的なことになっていくことも、これは人情でござ

ります。名前まで言つてもいいのですが、それはおのずから皇太子陛下の御慶事があることは既定の事実であると、従つて前の例でもあるよう、さまでこの選舉違反といふような問題については心配するまでもない、物事をやるときにはそのぐらい特攻精神でやらなければだめなんだといううきには万事引き受けた、こういうことを言うときにはそのぐらいを聞く者をしてあきれ返させて、これを聞かれてはいるという問題が事実あるわけですね。私どもは政党の立場を離れて、私は自民党のある諸君ともこのことを心痛して話し合つたのであります。

今日は、皇太子陛下の御慶事がいつ行われるかということも、まだ私ども想像もできませんけれども、またその際にはどういうふうに国民が喜び申し上げ、いろいろなことをすべき等もまだ何ら考へてもおりませんけれども、しかし過去の皇太子陛下の御慶事の場合の先例を見ますと、そういう広い意味の大赦が行われていることはないでございます。この先例からいいますと、それらの事実が法律違反になるかならないかということが明瞭にされ、それが、これも政府の高官の名前で、まるで大道芸人の広告か何かのように大きなビルになつて、所狭しと東京の都内に張りめぐらされています。まさに、まるで大道芸人の広告か何かのように、十分に監視その他の方を実については十分内偵を進めています。また、選舉管理委員会に対しましても、そういう悪質の何が行われないということがあります。事実については十分内偵を進めていますが、同時に選舉管理委員会中央会議において決定されまして、それを実現するためには、選舉管理委員会もこれに協力をしています。また、選舉管理委員会もこれに協力をしていますが、これが何よりも重要な役割です。で、政治資金規正法が、今まで十二分なワクをはめて規定をきびしくして參りませんと、どうしても献金をしたその取引関係で、何か有利な法案を作らせるということでありまして、これは何よりも政治の腐敗を招く最大の原因になると思います。こういふ点で、このはっきりした御見解をいたさないであります。

○加瀬完君 私はこれは自民党、社会黨を問わず、フェアな選舉をしなければならないことがありますから、個々の個人の名前はここでは出しません。しかし、そういう事実があるといふことは、今、相馬委員のおあげになりました皇太子陛下の御慶事と結び合つて、大赦が行われるとかいうことをもろんで、悪質なことが行われる。これは事前運動だけではなく、さらに本運動が始まった後ににおいてもそういうことが予想されるのであります。これが非常に苦々しいことである。これは前運動だけではなく、さらに本運動が始まつた後においてもそういうことが予想されるのであります。これが非常に苦々しいことである。今日は、皇太子陛下の御慶事がいつ行われるかということも、まだ私ども想像もできませんけれども、またその際にはどういうふうに国民が喜び申し上げ、いろいろなことをすべき等もまだ何ら考へてもおりませんけれども、しかし過去の皇太子陛下の御慶事の場合の先例を見ますと、そういう広い意味の大赦が行われていることはないでございます。この先例からいいますと、それらの事実が法律違反になるかならないかということが明瞭にされ、それが、これも政府の高官の名前で、まるで大道芸人の広告か何かのように、十分に監視その他の方を実については十分内偵を進めています。また、選舉管理委員会に対しましても、そういう悪質の何が行われないということがあります。事実については十分内偵を進めていますが、同時に選舉管理委員会中央会議において決定されまして、それを実現するためには、選舉管理委員会もこれに協力をしています。また、選舉管理委員会もこれに協力をしていますが、これが何よりも重要な役割です。で、政治資金規正法が、今まで十二分なワクをはめて規定をきびしくして參りませんと、どうしても献金をしたその取引関係で、何か有利な法案を作らせるということでありまして、これは何よりも政治の腐敗を招く最大の原因になると思います。こういふ点で、このはっきりした御見解をいたさないであります。

○加瀬完君 私はこれは自民党、社会黨を問わず、フェアな選舉をしなければならないことがありますから、個々の個人の名前はここでは出しません。しかし、そういう事実があるといふことは、今、相馬委員のおあげになりました皇太子陛下の御慶事と結び合つて、大赦が行われるとかいうことをもろんで、悪質なことが行われる。これは事前運動だけではなく、さらに本運動が始まつた後においてもそういうことが予想されるのであります。これが非常に苦々しいことである。今日は、皇太子陛下の御慶事がいつ行われるかということも、まだ私ども想像もできませんけれども、またその際にはどういうふうに国民が喜び申し上げ、いろいろなことをすべき等もまだ何ら考へてもおりませんけれども、しかし過去の皇太子陛下の御慶事の場合の先例を見ますと、そういう広い意味の大赦が行われていることはないでございます。この先例からいいますと、それらの事実が法律違反になるかならないかということが明瞭にされ、それが、これも政府の高官の名前で、まるで大道芸人の広告か何かのように、十分に監視その他の方を実については十分内偵を進めています。また、選舉管理委員会に対しましても、そういう悪質の何が行われないということがあります。事実については十分内偵を進めていますが、同時に選舉管理委員会中央会議において決定されまして、それを実現するためには、選舉管理委員会もこれに協力をしています。また、選舉管理委員会もこれに協力をしていますが、これが何よりも重要な役割です。で、政治資金規正法が、今まで十二分なワクをはめて規定をきびしくして參りませんと、どうしても献金をしたその取引関係で、何か有利な法案を作らせるということでありまして、これは何よりも政治の腐敗を招く最大の原因になると思います。こういふ点で、このはっきりした御見解をいたさないであります。

○加瀬完君 私はこれは自民党、社会黨を問わず、フェアな選舉をしなければならないことがありますから、個々の個人の名前はここでは出しません。しかし、そういう事実があるといふことは、今、相馬委員のおあげになりました皇太子陛下の御慶事と結び合つて、大赦が行われるとかいうことをもろんで、悪質なことが行われる。これは事前運動だけではなく、さらに本運動が始まつた後においてもそういうことが予想されるのであります。これが非常に苦々しいことである。今日は、皇太子陛下の御慶事がいつ行われるかということも、まだ私ども想像もできませんけれども、またその際にはどういうふうに国民が喜び申し上げ、いろいろなことをすべき等もまだ何ら考へてもおりませんけれども、しかし過去の皇太子陛下の御慶事の場合の先例を見ますと、そういう広い意味の大赦が行われていることはないでございます。この先例からいいますと、それらの事実が法律違反になるかならないかということが明瞭にされ、それが、これも政府の高官の名前で、まるで大道芸人の広告か何かのように、十分に監視その他の方を実については十分内偵を進めています。また、選舉管理委員会に対しましても、そういう悪質の何が行われないということがあります。事実については十分内偵を進めていますが、同時に選舉管理委員会中央会議において決定されまして、それを実現するためには、選舉管理委員会もこれに協力をしています。また、選舉管理委員会もこれに協力をしていますが、これが何よりも重要な役割です。で、政治資金規正法が、今まで十二分なワクをはめて規定をきびしくして參りませんと、どうしても献金をしたその取引関係で、何か有利な法案を作らせるということでありまして、これは何よりも政治の腐敗を招く最大の原因になると思います。こういふ点で、このはっきりした御見解をいたさないであります。

は、まあ道徳教育というようなものが強く打ち出されておりますけれども、政治教育なり公民教育なりといふものには影響をひそめております。一体こういう公明選挙というものを考へるときに、今まで日本人に足りなかつたといふ公民教育あるいは政治教育といふものを、文教政策においてどう考へていくのか、この点……。

○國務大臣(岸信介君) 戦後の教育の基本につきましては、教育基本法にその精神が明らかになつておりますように、やはり民主主義の觀点に立つて将来、国または社会の一員となるべき青少年が十分なこの民主主義に徹し、平和主義に徹するような教育をすべきことは、これは当然でございまして、今日、戦後において社会科と称せられるところのものにおいて行われております。私どもが道徳教育と申しましても、もちろん、その徳目において、かれておることは、御承知の通りであります。私が別といたしまして、そういう公明教育なり政治教育に触れて教育をさへること、御承知の通りであります。私は、これまで社会科の中に盛られてゐるのは、國民の政治意識の向上……こういふことを強制しようということではございませんで、将来りっぱな民主國家の一員としてふさわしい徳性を身につけるよう道徳教育をするということでありますから、道徳教育の中におきまして、この一般社會道義の高揚の問題等についてあつたような徳目を掲げて、これを強制しようということではございませんで、公明選挙といふものは、あらゆるいは國民の政治教育の向上といふものに、首相はどれだけの熱意があるかのように衣を着せないで申せば、そういう氣持を持つておりますので、この点も公明選挙といふもの、あるいは政治教育においてございまして、私は決して、むしろ戦前の教育よりはずつとこの社会科におけるところの政治教育や、あるいは一般文化教育といふものは非常に進んでおり、かように考えております。

○加瀬完君 客観的に進んでいるかどうかと、このことを私は伺つてゐるのではありません。岸内閣が文教政策といふものを大きく打ち出すならば、少くも首相がいつも例に出される汚職、暴力、發送といふものの追放は、政治につながる問題ではあります。政策につながる問題としては、これは国民の個々が政治常識が高くなれば解決できない。そうなつて参りますと、道徳教育というのは当然必要なことでありましょう。しかし、道徳教育のさらに中枢をなすものの、この政治教育あるいは政治に対する、政治常識に対するもつと開発といいますか、向うといいますか、こういうことに岸内閣の政策そのものも、文教政策の一つ支点が置かれなければならないと思ふ。しかし道徳教育といふことは、どうものを期するためには政治教育をしていくのだと、社会科の中に盛られている公明選挙といふものももつと徹底していくのだ、こういう強め方というものは打ち出されておらないよう思われます。一体、公明選挙といふものは、あれども、このままでは、十分であるかども、これは、これは当然でございまして、今少年が十分なこの民主主義に徹し、平和主義に徹するような教育をすべきことは、これは当然でございまして、今

のさらには中枢をなすものの、この政治教育あるいは政治に対する、政治常識に対するもつと開発といいますか、向うといいますか、こういうことに岸内閣の政策そのものも、文教政策の一つ支点が置かれなければならぬと思ふ。しかし道徳教育といふことは、どうものを期するためには政治教育をしていくのだと、社会科の中に盛られている公明選挙といふものももつと徹底していくのだ、こういう強め方というものは打ち出されておらないよう思われます。一体、公明選挙といふものは、あれども、このままでは、十分であるかども、これは、これは当然でございまして、今少年が十分なこの民主主義に徹し、平和主義に徹するような教育をすべきことは、これは当然でございまして、今

いたしております方々の全国的な意見がそこに帰着しているわけです。これを取り上げてもらわなければ、選挙法はないのじやないかと、こう思いますので、重ねてお尋ねをいたします。

○國務大臣(岸信介君) お話しお通り、この問題に關しましては、ただ学校教育のみならず、社会教育の面においても、そのじやないかと、こう思いますので、重ねてお尋ねをいたします。

午後五時十八分散会

いたしております方々の全国的な意見がそこに帰着しているわけです。これを取り上げてもらわなければ、選挙法はないのじやないかと、こう思いますので、重ねてお尋ねをいたします。

○委員長(小林武治君) お話を聞き終った所であります。

本案に対する質疑は次回に続行することとし、本日は、これにて散会いたしました。

午後五時十八分散会

本案に対する質疑は次回に続行することとし、本日は、これにて散会いたしました。

正等に關する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

紹介議員 西川弥平治君

わが国医療機関体系のうちで重要な位置を占めている自治体営病院の充実整備の促進と経営の健全化は、わめて緊要なことであるが、自治体営病院の整備はほとんどその財源を起債に求めている結果、企業債は累積し、その元利返済額は病院經營にとって大きな負担となり、いまや診療報酬の単価問題と相まって自治体営病院事業は危機にひんしてゐる実情であるから、病院事業が非常に強調され、公明選挙の意義及びこれに対する國民の心がまえといふものが、強く國民の間にしみ込むよう努力しなければならないと思ひます。

さらにも、そういう基本的なことをやると同時に、私はやはりこういう政治、もしくは選挙といふことに最も國民が関心を持つ、一番それが高潮するの運動期間だと思います。

従つて、選挙運動期間におけるところの選挙方法といふものを、國民の啓蒙なりあるいは選挙に対する理解を深める

一、自治体営病院事業の企業債償還期限改正等に関する請願(第一六二三号)

二、地方財政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願(第一六二四号)

三、町村財政確立等に関する請願(第一六二四三号)

四、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願(第一六二四四号)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

紹介議員 西川弥平治君

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十三年四月四日受理)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十四年三月末をもつて失効する)

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政再建促進特別措置法等の一部改正に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

地方法政の再建等のための公共事業に係

主的に行い得るよう措置すること、
(二)財政再建債の償還計画達成前につても当該再建団体の財政事情により
計画を達成することが可能と認められる場合は再建団体としての規制を免ず
るよう措置すること、(三)その他財政
再建計画の実施に伴う国の監督権を緩
和すること等の実現を期せられたいの
請願。

第一六四三号 昭和三十三年四月
七日受理

町村財政確立等に關する請願
請願者 山形市緑町一ノ山形
県町村議会議長会内

紹介議員 橋口友太外一名
松澤 基介君 海野
三朗君

住民福祉を基盤とした国の重大施策で
ある町村の合併はほぼ完了したが、合
併町村が個々に持ち寄つた負債は累積
し財政能力は依然として進展をみず苦
境から脱出できない現況である。政府
は行政水準の確保、新市町村の育成強
化を公約したが、地方交付税増額措置
のかけに町村財政需要を圧迫し、地方
債のわくを大幅に減額し補助負担金の
削減を企図し、町村固有の財源を收奪
してその補てん措置も十分に講じない
ことは町村自治行政を無視したものと
いつても過言でないから、政府、国会
は建設途上にある新町村の現実を直視
し、町村財政の完全確立と、新町村建
設育成強化推進のためあらゆる措置を
講ぜられたいとの請願。